

基 発 1222 第 4 号
令和 2 年 12 月 22 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働基準法施行規則等の一部を改正する省令の公布等について

令和 2 年 7 月 17 日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して書面の作成・提出等、押印又は対面を求めている手続については、原則として全て、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行うこととされたところである。

これを踏まえ、労働政策審議会で議論された結果、労働基準法施行規則等の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 203 号。別添 1 参照。）が本日公布されたところであり、令和 3 年 4 月 1 日より施行される予定である。

改正後の労働基準法施行規則等の内容等は下記のとおりであるので、円滑な施行に万全を期するため、所要の準備及び施行に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨

従来、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。）及びこれに基づく命令の規定並びに最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号。以下「最賃法」という。）の規定に基づく許可、認可、認定若しくは指定の申請、届出又は報告（以下「届出等」という。）を行う際には、届出等の様式等に押印又は署名を求めてきたところであるが、これらの届出等の様式等について押印又は署名（以下「押印等」という。）を求めないこととし、また、併せて労働者の過半数を代表する者（以下「過半数代表者」という。）の適正な選出及び電子申請の利便性の向上に向けた恒久的な制度的対応の一環として、労使協定・決議の届出様式に協定当事者の適格性を確認するチェックボックスを設け、また、電子申請時に、電子署名及び電子証明書の添

付等のほか、利用者の氏名を電磁的記録に記録することをもって代えることができることとするなど、所要の改正を行うものであること。

第2 改正の内容

1 概要

- ① 労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号。以下「労基則」という。）、事業附属寄宿舎規程（昭和22年労働省令第7号。以下「寄宿程」という。）、年少者労働基準規則（昭和29年労働省令第13号。以下「年少則」という。）、最低賃金法施行規則（昭和34年労働省令第16号。以下「最賃則」という。）及び建設業附属寄宿舎規程（昭和42年労働省令第27号。以下「建寄程」という。）（以下「労基則等」という。）に規定する届出等の様式（以下「様式」という。）において使用者が押印する欄、及び使用者又は過半数代表者による押印等を義務づける規定を改め、その氏名を記載することで足りることとしたこと。
- ② 上記①に併せて、様式のうち、過半数労働組合の名称又は過半数代表者の氏名を記載するものについて、チェックボックスを設けることにより、協定当事者の適格性を確認することとしたこと。
- ③ 令和3年4月1日以降に行われる届出等については、労基則等における改正後の様式（別添2参照）を用いる必要があるが、改正前の様式については、同日以降においても当分の間、これを取り繕って使用することができる経過措置を設けることとしたこと。
- ④ 電子申請により、労基則等に規定する届出等並びに賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号。以下「賃確則」という。）第9条第2項に規定する認定の申請及び第14条第2項に規定する確認の申請（以下「申請等」という。）を行う際には、厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年厚生労働省令第40号。以下「主務省令」という。）第6条第1項各号に掲げる措置として、例えば電子署名を行い、電子証明書を併せて送信する措置のほか、申請等を行う者の氏名を電磁的記録に記録することをもって代えることができることとしたこと。

2 対象となる申請等

- (1) 使用者の記名のみで届出等を行うことが可能となるもの

ア 労基法関係

改正前の労基則第59条の2第2項に基づき、労基法及びこれに基づく命令の規定により届出等を行う場合には、以下の様式のほか、

使用者の押印等を必要とする書類についても、氏名を記載することで足りること。

(ア) 労基則

- ①様式第1号（貯蓄金管理に関する協定届）
- ②様式第2号（解雇制限・解雇予告除外認定申請書）
- ③様式第3号（解雇予告除外認定申請書）
- ④様式第3号の2（1箇月単位の変形労働時間制に関する協定届）
- ⑤様式第3号の3（清算期間が1箇月を超えるフレックスタイム制に関する協定届）
- ⑥様式第4号（1年単位の変形労働時間制に関する協定届）
- ⑦様式第5号（1週間単位の変形労働時間制に関する協定届）
- ⑧様式第6号（非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働許可申請書・届）
- ⑨様式第9号（時間外労働・休日労働に関する協定届）
- ⑩様式第9号の2（時間外労働・休日労働に関する協定届（限度時間を超えて時間外労働・休日労働を行わせる場合（特別条項）））
- ⑪様式第9号の3（時間外労働・休日労働に関する協定届（新技術・新商品の研究開発業務に従事する労働者に時間外労働・休日労働を行わせる場合））
- ⑫様式第9号の4（時間外労働・休日労働に関する協定届（適用猶予事業・業務に従事する労働者に時間外労働・休日労働を行わせる場合））
- ⑬様式第9号の5（時間外労働・休日労働に関する協定届（事業場外労働に関する協定の内容を付記して届け出る場合））
- ⑭様式第9号の6（時間外労働・休日労働に関する労使委員会の決議届）
- ⑮様式第9号の7（時間外労働・休日労働に関する労働時間等設定改善委員会の決議届）
- ⑯様式第10号（断続的な宿直又は日直勤務許可申請書）
- ⑰様式第11号（集団入坑の場合の時間計算特例許可申請書）
- ⑱様式第12号（事業場外労働に関する協定届）
- ⑲様式第13号（専門業務型裁量労働制に関する協定届）
- ⑳様式第13号の2（企画業務型裁量労働制に関する決議届）
- ㉑様式第13号の4（企画業務型裁量労働制に関する報告）
- ㉒様式第13号の5（休憩自由利用除外許可申請書）

㉓様式第 14 号（監視・断続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請書）

㉔様式第 14 号の 2（高度プロフェッショナル制度に関する決議届）

㉕様式第 14 号の 3（高度プロフェッショナル制度に関する報告）

㉖様式第 14 号の 4（職業訓練に関する特例許可申請書）

㉗様式第 15 号（業務傷病に関する重大過失認定申請書）

㉘様式第 23 号の 2（適用事業報告）

㉙様式第 24 号（預金管理状況報告）

(イ) 寄宿程

①様式第 1 号（寄宿舎設置・移転・変更届）

②様式第 3 号（事業附属寄宿舎規程第三十六条による適用特例許可申請書）

③様式第 4 号（事業附属寄宿舎規程第二章適用除外許可申請書）

(ロ) 年少則

①様式第 1 号（使用許可申請書）

②様式第 3 号（交替制による深夜業時間延長許可申請書）

③様式第 4 号（帰郷旅費支給除外認定申請書）

(エ) 建寄程

別記様式（寄宿舎設置・移転・変更届）

イ 最賃法関係

最賃則

①様式第 1 号（精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者の最低賃金の減額の特例許可申請書）

②様式第 2 号（試の使用期間中の者の最低賃金の減額の特例許可申請書）

③様式第 3 号（基礎的な技能及び知識を習得させるための職業訓練を受ける者の最低賃金の減額の特例許可申請書）

④様式第 4 号（軽易な業務に従事する者の最低賃金の減額の特例許可申請書）

⑤様式第 5 号（断続的労働に従事する者の最低賃金の減額の特例許可申請書）

(2) 過半数代表者の記名のみを求めることとするもの

ア 労基則

労基則第 49 条第 2 項の就業規則の意見書

イ 寄宿程

寄宿程第1条の2第2項の寄宿舎規則に係る同意書

ウ 建寄程

建寄程第2条第3項の寄宿舎規則に係る同意書

(3) 協定当事者の適格性に係るチェックボックスを新設するもの
労基則

- ①様式第1号（貯蓄金管理に関する協定届）
- ②様式第3号の2（1箇月単位の変形労働時間制に関する協定届）
- ③様式第3号の3（清算期間が1箇月を超えるフレックスタイム制に関する協定届）
- ④様式第4号（1年単位の変形労働時間制に関する協定届）
- ⑤様式第5号（1週間単位の変形的変形労働時間制に関する協定届）
- ⑥様式第9号（時間外労働・休日労働に関する協定届）
- ⑦様式第9号の2（時間外労働・休日労働に関する協定届（限度時間を超えて時間外労働・休日労働を行わせる場合（特別条項）））
- ⑧様式第9号の3（時間外労働・休日労働に関する協定届（新技術・新商品の研究開発業務に従事する労働者に時間外労働・休日労働を行わせる場合））
- ⑨様式第9号の4（時間外労働・休日労働に関する協定届（適用猶予事業・業務に従事する労働者に時間外労働・休日労働を行わせる場合））
- ⑩様式第9号の5（時間外労働・休日労働に関する協定届（事業場外労働に関する協定の内容を付記して届け出る場合））
- ⑪様式第9号の6（時間外労働・休日労働に関する労使委員会の決議届）
- ⑫様式第9号の7（時間外労働・休日労働に関する労働時間等設定改善委員会の決議届）
- ⑬様式第12号（事業場外労働に関する協定届）
- ⑭様式第13号（専門業務型裁量労働制に関する協定届）
- ⑮様式第13号の2（企画業務型裁量労働制に関する決議届）
- ⑯様式第14号の2（高度プロフェッショナル制度に関する決議届）

(4) 主務省令第6条第1項各号に掲げる措置に代えて、申請等を行う者の氏名を電磁的記録に記録することのみで申請等を行うことが可能となるもの

労基法及びこれに基づく命令の規定並びに最賃法の規定に基づく全ての届出等、賃確則第9条第2項に規定する認定の申請並びに第14条第2項に規定する確認の申請

○厚生労働省令第二百三三號

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十二条の二第二項（同法第三十二条の四第四項及び第三十二条の五第三項において準用する場合を含む。）、第三十六条第一項（同法第三百三十九条第二項、第四百零四条第二項、第四百零一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十八条の二第三項（第三十七条の二第三項において準用する場合を含む。）、第三十八條の四第一項及び第四項、第四百零一条の二第一項及び第二項、第八十八條並びに第九十二條の二第一項、最低賃金法（昭和三十三年法律第三十七号）第七條、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第七條並びに賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第百六十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき、並びに労働基準法を実施するため、労働基準法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

厚生労働大臣 田村 憲久

(労働基準法施行規則の一部改正)

第一条 労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

改正後		改正前	
第四十九条（略）	② 法第九十条第二項の規定により前項の届出に添付すべき意見を記した書面は、労働者を代表する者の氏名を記載したものでなければならない。	第四十九条（略）	② 法第九十条第二項の規定により前項の届出に添付すべき意見を記した書面は、労働者を代表する者の署名又は記名押印のあるものでなければならない。
第五十九条の二（略）	② 使用者は、法及びこれに基づく命令に定める許可、認可、認定若しくは指定の申請、届出又は報告に用いるべき様式その他必要な書類に氏名を記載し、行政官庁に提出しなければならない。	第五十九条の二（略）	② 使用者は、法及びこれに基づく命令に定める許可若しくは認定の申請、届出又は報告に用いるべき様式に氏名を記載し、押印することに代えて、署名して行政官庁に提出することができる。（新設）
③ 法及びこれに基づく命令の規定により、使用者が行政官庁に対して行う許可、認可、認定若しくは指定の申請、届出又は報告（以下この項及び次条において「届出等」という。）について、当該使用者が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下この項及び次条において「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該届出等を行う場合には、前項の規定による氏名の記載については、厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年厚生労働省令第四十号）第六条第一項各号に掲げる措置のほか、当該使用者の氏名を電磁的記録（情報通信技術活用法第三条第七号に規定する電磁的記録をいう。次条において同じ。）に記録することをもつて代えることができる。			
第五十九条の三 届出等について、社会保険労務士又は社会保険労務士法人（以下この条において「社会保険労務士等」という。）が、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項第一号の二の規定に基づき当該届出等を使用者に代わつて行う場合には、当該社会保険労務士等が当該使用者の職務を代行する契約を締結していることにつき証明することができる電磁的記録を当該届出等と併せて送信しなければならない。	第五十九条の三 法及びこれに基づく命令の規定により、使用者が労働基準監督署長に対して行う許可、認可、認定若しくは指定の申請、届出、報告（以下この条において「届出等」という。）について、社会保険労務士又は社会保険労務士法人（以下この条において「社会保険労務士等」という。）が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項第一号の二の規定に基づき当該届出等を使用者に代わつて行う場合には、当該社会保険労務士等が当該使用者の職務を代行する契約を締結していることにつき証明することができる電磁的記録を当該届出等と併せて送信することをもつて、厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年厚生労働省令第四十号）第五条第一項の規定にかかわらず、電子署名を行うい、同項各号に掲げる電子証明書を当該届出等と併せて送信することに代えることができる。		

貯蓄金管理に関する協定届

事業の種類		事業の名称		事業の所在地	
協 定 成 立 年 月 日		年 月 日		協定の当事者である労働組合の名称又は労働者代表の氏名	
労働者の預金管理の方法による貯蓄金の受託人	預 金 者 の 範 囲	預金者1人当たりの預金額の限度	預 金 の 利 率	預 金 の 利 子 の 計 算 方 法	
	預金の受入れ及び払戻しの方法		預 金 の 保 全 の 方 法	預 金 の 運 用 の 方 法	
	管 理 の 方 法				
その他に金台の管理の理の方					

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者代表が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。☐ (チェックボックスに要チェック)

上記労働者代表が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☐ (チェックボックスに要チェック)

年 月 日

使用者 職名
氏名

労働基準監督署長殿

記載心得

- 「預金の運用の方法」の欄には、貯蓄金の保全措置が預金保全委員会の設置である場合において、労働者の預け入れた預金の運用につき制限を付するときは、その方法を記入すること。
- 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
- 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

様式第二号及び様式第三号中「④」を「⑤」
様式第三号の二を次のように改める。

様式第3号の2（第12条の2の2関係）

1 箇月単位の変形労働時間制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）	常時使用する労働者数
業務の種類	該当労働者数 (満18歳未満の者)	変形期間 (起算日)	変形期間中の各日及び各週の 労働時間並びに所定休日
労働時間が最も長い日の労働時間数 (満18歳未満の者)		時間 (分)	労働時間が最も長い週の労働時間数 (満18歳未満の者)
協定の成立年月日		年月日	

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の
氏名
協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（
）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。
☐（チェックボックスに要チェック）

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。
☐

年 月 日
(チェックボックスに要チェック)
使用者 職名
氏名

労働基準監督署長殿

記載心得

- 労働基準法第60条第3項第2号の規定に基づき満18歳未満の者に変形労働時間制を適用する場合には、「該当労働者数」、「労働時間が最も長い日の労働時間数」及び「労働時間が最も長い週の労働時間数」の各欄に括弧書きすること。
- 「変形期間」の欄には、当該変形労働時間制における時間通算の期間の単位を記入し、その起算日を括弧書きすること。
- 「変形期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日」の欄中に当該事項を記入しきれない場合には、別紙に記載して添付すること。
- 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することとを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
- 本様式をもつて協定とすることも、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかな方法により締結するよう留意すること。

様式第三号の三を次のように改める。

様式第三号の3（第12条の3第2項関係）

清算期間が1箇月を超えるフレックスタイム制に関する協定用

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）		常時雇用する労働者数	協定の有効期間
		(〒)			
	(電話番号：)				
業務の種類	該当労働者数	清算期間（起算日）	清算期間における総労働時間		
		()			
	標準となる1日の労働時間	コアタイム	フレキシブルタイム		
		～	～		

協定の成立年月日 年 月 日 職名
協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名
協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ 氏名 ）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 ☐
（チェックボックスに要チェック）

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☐ （チェックボックスに要チェック）

年 月 日 職名
使用者 氏名

労働基準監督署長殿

記載心得

- 1 「清算期間（起算日）」の欄には、当該労働時間制における時間通算の期間の単位を記入し、その起算日を（ ）内に記入すること。
- 2 「清算期間における総労働時間」の欄には、当該労働時間制の清算期間において、労働契約上労働者が労働すべき時間を記入すること。
- 3 「標準となる1日の労働時間」の欄には、当該労働時間制において、年次有給休暇を取得した際に支払われる賃金の算定基礎となる労働時間の長さを記入すること。
- 4 「コアタイム」の欄には、労働基準法施行規則第12条の3第1項第2号の労働者が労働しななければならない時間帯を定める場合には、その時間帯の開始及び終了の時刻を記入すること。
- 5 「フレキシブルタイム」の欄には、労働基準法施行規則第12条の3第1項第3号の労働者がその選択により労働することができる時間帯に制限を設ける場合には、その時間帯の開始及び終了の時刻を記入すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかなような方法により締結すること。
- 7 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかなような方法により締結すること。

1年単位の変形労働時間制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地	電話番号	常時使用する労働者数
該当労働者数 (満18歳未満の者)	対象期間及び特定日 算(期間)	対象期間中の各日及び各週の 労働時間並びに所定休日	対象期間中の1週間の平均労働時間数	協定の有効期間
(人)		(別紙)	時間	分
労働時間が最も長い日の労働時間 (満18歳未満の者)	(時間分)	労働時間が最も長い週の労働時間 (満18歳未満の者)	(時間分)	対象期間中の総労働日数
労働時間が48時間を超える週の最長連続週数		週	対象期間中の最も長い連続労働日数	日間
対象期間中の労働時間が48時間を超える週数		週	特定期間中の最も長い連続労働日数	日間

旧協定の対象期間		旧協定の労働時間が最も長い日の労働時間数	時間	分
旧協定の労働時間が最も長い週の労働時間数		時間	分	旧協定の対象期間中の総労働日数
協定の成立年月日	年	月	日	

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名氏名

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法
上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。☐ (チェックボックスに要チェック)
上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☐ (チェックボックスに要チェック)
年 月 日

労働基準監督署長殿

職名
使用者氏名

記載心得

- 労働基準法第60条第3項第2号の規定に基づき満18歳未満の者に変形労働時間制を適用する場合には、「該当労働者数」、「労働時間が最も長い週の労働時間数」の各欄に括弧書きすること。
 - 「対象期間及び特定期間」の欄のうち、「対象期間」については当該変形労働時間制における時間通算の期間の単位を記入し、その起算日を括弧書きすること。
 - 「対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日」については、別紙に記載して添付すること。
 - 「旧協定」とは、労働基準法施行規則第12条の4第3項に規定するものであること。
 - 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。
- なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていない場合、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
- 6 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

様式第 5 号 (第 12 条の 5 第 4 項関係)

1 週間単位の非定型的変形労働時間制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地 (電話番号)		常時使用する労働者数
業務の種類	該当労働者数 (満 18 歳以上の者)	1 週間の所定 労働時間	変形労働時間制による期間	

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合 (事業場の労働者の過半数で組織する労働組合) の名称

又は労働者の過半数を代表する者の
職名
氏名

協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法

()

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 ☐ (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第 41 条第 2 号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☐ (チェックボックスに要チェック)

年 月 日

使用者 職名
氏名

労働基準監督署長殿

記載心得

- 1 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第 6 条の 2 第 1 項の規定により、労働基準法第 41 条第 2 号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
- 2 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

様式第 9 号 (第 16 条第 1 項関係) (裏面)

(記載心得)

1 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要がある業務を具体的に記入し、労働基準法第 36 条第 6 項第 1 号の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。なお、業務の種類を記入に当たっては、業務の区分を細分化することにより当該業務の範囲を明確にしなければならないことに留意すること。

2 「労働者数 (満 18 歳以上の者)」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる労働者の数を記入すること。

3 「延長することができる時間数」の欄の記入に当たっては、次のとおりとすること。時間数は労働基準法第 32 条から第 32 条の 5 まで又は第 40 条の規定により労働させることができる最長の労働時間 (以下「法定労働時間」という。) を超える時間数を記入すること。なお、本欄に記入する時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数が 1 箇月について 100 時間以上となった場合、及び 2 箇月から 6 箇月までを平均して 80 時間を超えた場合には労働基準法違反 (同法第 119 条の規定により 6 箇月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金) となることに留意すること。

(1) 「1 日」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、1 日についての延長することができる限度となる時間数を記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。

(2) 「1 箇月」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、「1 年」の欄に記入する「起算日」において定める日から 1 箇月ごとについての延長することができる限度となる時間数を 45 時間 (対象期間が 3 箇月を超える 1 年単位の変形労働時間制により労働する者については、42 時間) の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。

(3) 「1 年」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、「起算日」において定める日から 1 年についての延長することができる限度となる時間数を 360 時間 (対象期間が 3 箇月を超える 1 年単位の変形労働時間制により労働する者については、320 時間) の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。

4 ②の欄は、労働基準法第 32 条の 4 の規定による労働時間により労働する労働者 (対象期間が 3 箇月を超える 1 年単位の変形労働時間制により労働する者に限る。) について記入すること。なお、延長することができる時間の上限は①の欄の労働者よりも短い (1 箇月 42 時間、1 年 320 時間) ことに留意すること。

5 「労働させることができる法定休日の日数」の欄には、労働基準法第 35 条の規定による休日 (1 週 1 休又は 4 週 4 休であることに留意すること。) に労働させることができる日数を記入すること。

6 「労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第 35 条の規定による休日であつて労働させることができる日の始業及び終業の時刻を記入すること。

7 労働基準法第 36 条第 6 項第 2 号及び第 3 号の要件を遵守する趣旨のチェックボックスについて、「2 箇月から 6 箇月まで」とは、起算日をまたぐケースも含め、連続した 2 箇月から 6 箇月までの期間を指すことに留意すること。また、チェックボックスにチェックがない場合には有効な協定とはならないことに留意すること。

8 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第 6 条の 2 第 1 項の規定により、労働基準法第 41 条第 2 号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていないことも、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。

9 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

10 本様式で記入部分が足りない場合は同一様式を使用すること。この場合、必要のある事項のみ記入することで差し支えない。

(備考)

1 労働基準法施行規則第 24 条の 2 第 4 項の規定により、労働基準法第 38 条の 2 第 2 項の協定 (事業場外で従事する業務の遂行に通常必要とされる時間を協定する場合の当該協定) の内容を本様式に付記して届け出る場合においては、事業場外労働の対象業務については他の業務とは区別し、事業場外労働の対象業務である旨を括弧書きした上で、「所定労働時間」の欄には当該業務の遂行に通常必要とされる時間を括弧書きすること。また、「協定の有効期間」の欄には事業場外労働に関する協定の有効期間を括弧書きすること。

2 労働基準法第 38 条の 4 第 5 項の規定により、労使委員会が設置されている事業場において、本様式を労使委員会の決議として届け出る場合においては、委員の 5 分の 4 以上の多数による議決により行われたものである旨、委員会の委員数、委員の氏名を記入した用紙を別途提出することとし、本様式中「協定」とあるのは「労使委員会の決議」と、「協定の当事者である労働組合」とあるのは「委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働組合」と、「協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法」と読み替えるものとする。なお、委員の氏名を記入するに当たっては、任期を定めて指名された委員とその他の委員とで区別することとし、任期を定めて指名された委員の氏名を記入するに当たっては、同条第 2 項第 1 号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者に任期を定めて指名された委員の氏名を記入することに留意すること。

3 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第 7 条の規定により、労働時間等設定改善委員会が設置されている事業場において、本様式を労働時間等設定改善委員会の決議として届け出る場合においては、委員の 5 分の 4 以上の多数による議決により行われたものである旨、委員会委員数、委員の氏名を記入した用紙を別途提出することとし、本様式中「協定」とあるのは「労働時間等設定改善委員会の決議」と、「協定の当事者である労働組合」とあるのは「委員会の委員の半数の推薦者である労働組合」と、「協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法」とあるのは「委員会の委員の半数の推薦者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法」と読み替えるものとする。なお、委員の氏名を記入するに当たっては、推薦に基づき指名された委員とその他の委員とで区別することとし、推薦に基づき指名された委員の氏名を記入するに当たっては、同条第 1 号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名された委員の氏名を記入することに留意すること。

様式第九号の二を次のように改める。

時間外労働 に関する協定届
休日労働

[illegible]

様式第9号の2 (第16条第1項関係)

事業の種類		事業の名称		事業の所在地 (電話番号)		協定の有効期間			
				(千 —) (電話番号： —)					
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	1日 法定労働時間を超える時間数 (任意)		1年 (①については360時間まで、②については320時間まで) 起算日 (年月日)	
						1箇月 (①については45時間まで、②については42時間まで) 法定労働時間を超える時間数 (任意)		法定労働時間を超える時間数 (任意)	
						法定労働時間を超える時間数 (任意)		法定労働時間を超える時間数 (任意)	
						法定労働時間を超える時間数 (任意)		法定労働時間を超える時間数 (任意)	
	② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者								
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる法定休日の日数	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻			

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☐

(チェックボックスに要チェック)

様式第 9 号の 2 (第 16 条第 1 項関係) (裏面)

(記載心得)

1 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要がある業務を具体的に記入し、労働基準法第 36 条第 6 項第 1 号の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。なお、業務の種類を記入するに当たっては、業務の区分を細分化することにより当該業務の範囲を明確にしなければならないことに留意すること。

2 「労働者数 (満 18 歳以上の者)」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる労働者の数を記入すること。

3 「延長することができる時間数」の欄の記入に当たっては、次のとおりとすること。時間数は労働基準法第 32 条から第 32 条の 5 まで又は第 40 条の規定により労働させることができる最長の労働時間 (以下「法定労働時間」という。)を超える時間数を記入すること。なお、本欄に記入する時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数が 1 箇月について 100 時間以上となった場合、及び 2 箇月から 6 箇月までを平均して 80 時間を超えた場合には労働基準法違反 (同法第 119 条の規定により 6 箇月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金) となることに留意すること。

(1) 「1 日」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、1 日について延長時間を定めることができる時間数となる時間数を記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超えて延長することができる時間数であること。

(2) 「1 箇月」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、「1 年」の欄に記入する「起算日」において定める日から 1 箇月ごとについての延長することができる限度となる時間数を 45 時間 (対象期間が 3 箇月を超える 1 年単位の変形労働時間制により労働する者については、42 時間) の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、「起算日」において定める日から 1 年についての延長することができる限度となる時間数を 360 時間 (対象期間が 3 箇月を超える 1 年単位の変形労働時間制により労働する者については、320 時間) の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。

(3) 「1 年」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、「起算日」において定める日から 1 年についての延長することができる限度となる時間数を 360 時間 (対象期間が 3 箇月を超える 1 年単位の変形労働時間制により労働する者については、320 時間) の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。

4 ②の欄は、労働基準法第 32 条の 4 の規定による労働時間により労働する労働者 (対象期間が 3 箇月を超える 1 年単位の変形労働時間制により労働する者に限る。) について記入すること。なお、延長することができる時間の上限は①の欄の労働者よりも短い (1 箇月 42 時間、1 年 320 時間) ことに留意すること。

5 「労働させることができる法定休日の日数」の欄には、労働基準法第 35 条の規定による休日 (1 週 1 休又は 4 週 4 休であることに留意すること。) に労働させることができる日数を記入すること。

6 「労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第 35 条の規定による休日であつて労働させることができる日の始業及び終業の時刻を記入すること。

7 労働基準法第 36 条第 6 項第 2 号及び第 3 号の要件を遵守する趣旨のチェックボックスについて、「2 箇月から 6 箇月まで」とは、起算日をまたぐケースも含め、連続した 2 箇月から 6 箇月までの期間を指すことに留意すること。また、チェックボックスにチェックがない場合には有効な協定とはならないことに留意すること。

8 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第 6 条の 2 第 1 項の規定により、労働基準法第 41 条第 2 号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。

9 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

10 本様式で記入部分がない場合は同一様式を使用すること。この場合、必要のある事項のみ記入すること。で差し支えない。

(備考)

労働基準法施行規則第 24 条の 2 第 4 項の規定により、労働基準法第 38 条の 2 第 2 項の協定 (事業場外で従事する業務の遂行に通常必要とされる時間を協定する場合の当該協定) の内容を本様式に付記して届け出る場合においては、事業場外労働の対象業務については他の業務とは区別し、事業場外労働の対象業務である旨を括弧書きした上で、「所定労働時間」の欄には当該業務の遂行に通常必要とされる時間を括弧書きすること。また、「協定の有効期間」の欄には事業場外労働に関する協定の有効期間を括弧書きすること。

様式第9号の2(第16条第1項関係)

[illegible]

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名
協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（氏名）
上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。☐
上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☐（チェックボックスに要チェック）
年 月 日（チェックボックスに要チェック）

殿長監督基盤労働

職名	氏名	使用者

様式第9号の2 (第16条第1項関係) (裏面)

(記載心得)

1 労働基準法第 36 条第 1 項の規定において同条第 5 項に規定する事項に關する定めを締結した場合における本様式の記入に当たっては、次のとおりとすること。

(1) 「臨時に限度時間を超えて労働させることができる場合」の欄には、当該事業場における通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、臨時に限度時間を超えて労働させる必要がある場合をできる限り具体的に記入すること。なお、業務の都合上必要な場合、業務上やむを得ない場合等恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものを記入することは認められないことに留意すること。

(2) 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第 36 条第 6 項第 1 号の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。なお、業務の種類を記入するに当たっては、業務の区分を細分化することにより当該業務の範囲を明確にしなければならないことに留意すること。

(3) 「労働者数 (満 18 歳以上の者)」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる労働者の数を記入すること。

(4) 「起算日」の欄には、本様式における「時間外労働・休日労働」に關する協定届」の起算日と同じ年月日を記入すること。

(5) 「延長することができる時間数及び休日労働の時間数」の欄には、労働基準法第 32 条から第 32 条の 5 まで又は第 40 条の規定により労働させることができる最長の労働時間 (以下「法定労働時間」という。) を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数であつて、「起算日」において定める日から 1 箇月ごとについての延長することができる限度となる時間数を 100 時間未満の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数を併せて記入することができる。

「延長することができる時間数」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数を記入すること。「1 年」にあつては、「起算日」において定める日から 1 年についての延長することができる限度となる時間数を 720 時間の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数については協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。なお、これらの欄に記入する時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数が 1 箇月について 100 時間以上となつた場合、及び 2 箇月から 6 箇月までを平均して 80 時間を超えた場合には労働基準法違反 (同法第 119 条の規定により 6 箇月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金) となることに留意すること。

(6) 「限度時間を超えて労働させることができる回数」の欄には、限度時間 (1 箇月 45 時間 (対象期間が 3 箇月を超える 1 年単位の変形労働時間制により労働する者については、42 時間)) を超えて労働させることができる回数を 6 回の範囲内で記入すること。

(7) 「限度時間を超えた労働に係る割増賃金率」の欄には、限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金の率を記入すること。なお、当該割増賃金の率は、法定割増賃金率を超える率とするよう努めること。

(8) 「限度時間を超えて労働させる場合における手続」の欄には、協定の締結当事者間の手続として、「協議」、「通告」等具体的な内容を記入すること。

(9) 「限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置」の欄には、以下の番号を「該当する番号」に選択して記入した上で、その具体的内容を「(具体的内容)」に記入すること。

- ① 労働時間が一定時間を超えた労働者に医師による面接指導を実施すること。
- ② 労働基準法第 37 条第 4 項に規定する時刻の間に於いて労働させる回数を 1 箇月について一定回数以内とすること。
- ③ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。
- ④ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。
- ⑤ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。

- ⑥ 年次有給休暇についてまとまつた日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。
- ⑦ 心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。
- ⑧ 労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。
- ⑨ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。

⑩ その他

2 労働基準法第 36 条第 6 項第 2 号及び第 3 号の要件を遵守する趣旨のチェックボックスについて、「2 箇月から 6 箇月まで」とは、起算日をまたぐケースも含め、連続した 2 箇月から 6 箇月までの期間を指すことに留意すること。また、チェックボックスにチェックがない場合には有効な協定とはならないことに留意すること。

3 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第 6 条の 2 第 1 項の規定により、労働基準法第 41 条第 2 号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていない場合、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。

4 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

5 本様式で記入部分に足りない場合は同一様式を使用すること。この場合、必要のある事項のみ記入することで差し支えない。

(備考)

1 労働基準法第 38 条の 4 第 5 項の規定により、労使委員会が設置されている事業場において、本様式を労使委員会の決議として届け出る場合においては、委員の 5 分の 4 以上の多数による議決により行われたものである旨、委員会の委員長、委員の氏名を記入した用紙を別途提出することとし、本様式中「協定」とあるのは「労使委員会の決議」と、「協定の当事者である労働組合」とあるのは「委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働組合」と、「協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法」とあるのは「委員会の委員の半数について任期を定めて指名した者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法」と読み替えるものとする。なお、委員の氏名を記入するに当たっては、任期を定めて指名された委員とその他の委員とで区別することとし、任期を定めて指名された委員の氏名を記入するに当たっては、同条第 2 項第 1 号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者に任期を定めて指名された委員の氏名を記入することに留意すること。

2 労働時間等の設定の改善に關する特別措置法第 7 条の規定により、労働時間等設定改善委員会が設置されている事業場において、本様式を労働時間等設定改善委員会の決議として届け出る場合においては、委員の 5 分の 4 以上の多数による議決により行われたものである旨、委員会の委員長、委員の氏名を記入した用紙を別途提出することとし、本様式中「協定」とあるのは「労働時間等設定改善委員会の決議」と、「協定の当事者である労働組合」とあるのは「委員会の委員の半数の推薦者である労働組合」と、「協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法」とあるのは「委員会の委員の半数の推薦者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法」と読み替えるものとする。なお、委員の氏名を記入するに当たっては、推薦に基づき指名された委員とその他の委員とで区別することとし、推薦に基づき指名された委員の氏名を記入するに当たっては、同条第 1 号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名された委員の氏名を記入することに留意すること。

時間外労働 休日労働 に関する協定届

[illegible]

事業の種類		事業の名称		事業の所在地 (電話番号)		協定の有効期間		
				(〒 —) (電話番号： —)		延長することができる時間数		
時間外労働		時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	1日	1箇月	1年
① 下記②に該当しない労働者								
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者								
休日労働		休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる法定休日の数		労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻
労働基準法第36条第4項で定める時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		(該当する番号)	(具体的内容)					

日 月 年

職名	氏名	使用者
----	----	-----

殿長監督基準基労働

様式第 9 号の 3 (第 16 条第 2 項関係) (裏面)

(記載心得)

- 1 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第 36 条第 6 項第 1 号の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。なお、業務の種類を記入するに当たっては、業務の区分を細分化することにより当該業務の範囲を明確にしなければならないことに留意すること。
- 2 「労働者数(満 18 歳以上の者)」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる労働者の数を記入すること。
- 3 「延長することができる時間数」の欄の記入に当たっては、次のとおりとすること。時間数は労働基準法第 32 条から第 32 条の 5 まで又は第 40 条の規定により労働させることができる最長の労働時間(以下「法定労働時間」という。)を超える時間数を記入すること。
 - (1) 「1 日」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、1 日についての延長することができる限度となる時間数を記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を超えて延長することができる。
 - (2) 「1 箇月」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、「1 年」の欄に記入する「起算日」において定める日から 1 箇月ごとについての延長することができる限度となる時間数を記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数を超えて延長することができる。
 - (3) 「1 年」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、「起算日」において定める日から 1 年についての延長することができる限度となる時間数を記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。
- 4 ②の欄は、労働基準法第 32 条の 4 の規定による労働時間により労働する労働者(対象期間が 3 箇月を超える 1 年単位の変形労働時間制により労働する者に限る。)について記入すること。
- 5 「労働させることができる法定休日の日数」の欄には、労働基準法第 35 条の規定による休日(1 週 1 休又は 4 週 4 休であることに留意すること。)に労働させることができる日数を記入すること。
- 6 「労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第 35 条の規定による休日であつて労働させることができる日の始業及び終業の時刻を記入すること。
- 7 「労働基準法第 36 条第 4 項で定める時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置」の欄には、労働基準法第 36 条第 7 項の指針の規定により健康及び福祉を確保するための措置を定める場合においては、以下の番号を「(該当する番号)」に選択して記入した上で、その具体的内容を「(具体的内容)」に記入すること。
 - ① 労働時間が一定時間を超えた労働者に医師による面接指導を実施すること。
 - ② 労働基準法第 37 条第 4 項に規定する時刻の間において労働させる回数を 1 箇月について一定回数以内とすること。
 - ③ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。
 - ④ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代休休日又は特別な休暇を付与すること。
 - ⑤ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。
 - ⑥ 年次有給休暇についてまとまつた日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。
 - ⑦ 心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。
 - ⑧ 労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。
 - ⑨ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。
 - ⑩ その他

- 8 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第 6 条の 2 第 1 項の規定により、労働基準法第 41 条第 2 号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、举手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
- 9 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。
- 10 本様式で記入部分が足りない場合は同一様式を使用すること。この場合、必要のある事項のみ記入することと差し支えない。

(備考)

- 1 労働基準法施行規則第 24 条の 2 第 4 項の規定により、労働基準法第 38 条の 2 第 2 項の協定(事業場外で従事する業務の遂行に通常必要とされる時間を協定する場合の当該協定)の内容を本様式に付記して届け出る場合においては、事業場外労働の対象業務については他の業務とは区別し、事業場外労働の対象業務である旨を括弧書きした上で、「所定労働時間」の欄には当該業務の遂行に通常必要とされる時間を括弧書きすること。また、「協定の有効期間」の欄には事業場外労働に関する協定の有効期間を括弧書きすること。
- 2 労働基準法第 38 条の 4 第 5 項の規定により、労使委員会が設置されている事業場において、本様式を労使委員会が決議として届け出る場合においては、委員の 5 分の 4 以上の多数による議決により行われたものである旨、委員会の委員数、委員の氏名を記入した用紙を別途提出することとし、本様式中「協定」とあるのは「労使委員会の決議」と、「協定の当事者である労働組合」とあるのは「委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働組合」と、「協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法」とあるのは「委員会の委員の半数について任期を定めて指名した者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法」と読み替えるものとする。なお、委員の氏名を記入するに当たっては、任期を定めて指名された委員とその他の委員とで区別することとし、任期を定めて指名された委員の氏名を記入するに当たっては、同条第 2 項第 1 号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者に任期を定めて指名された委員の氏名を記入することに留意すること。
- 3 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第 7 条の規定により、労働時間等設定改善委員会が設置されている事業場において、本様式を労働時間等設定改善委員会の決議として届け出る場合においては、委員の 5 分の 4 以上の多数による議決により行われたものである旨、委員会の委員数、委員の氏名を記入した用紙を別途提出することとし、本様式中「協定」とあるのは「労働時間等設定改善委員会の決議」と、「協定の当事者である労働組合」とあるのは「委員会の委員の半数の推薦者である労働組合」と、「協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法」とあるのは「委員会の委員の半数の推薦者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法」と読み替えるものとする。なお、委員の氏名を記入するに当たっては、推薦に基づき指名された委員とその他の委員とで区別することとし、推薦に基づき指名された委員の氏名を記入するに当たっては、同条第 1 号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名された委員の氏名を記入することに留意すること。

様式第九号の四を次のように改める。

時間外労働に関する協定届
休日労働

様式第9号の4 (第70条関係)

事業の種類		事業の名称		事業の所在地(電話番号)			
	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間	延長することができる時間数		期間
					1日	1日を超え一定の期間(起算日)	
① 下記②に該当しない労働者							
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者							
休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻		期間	

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名
協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ ）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。☐（チェックボックスに要チェック）
上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、拳手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☐（チェックボックスに要チェック）
年 月 日

労働基準監督署長殿

使用者 職名
氏名

様式第 9 号の 4 (第 70 条関係) (裏面)

記載心得

- 1 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要がある業務を具体的に記入し、労働基準法第 36 条第 6 項第 1 号の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。なお、業務の種類を記入するに当たっては、業務の区分を細分化することにより当該業務の範囲を明確にしなければならないことに留意すること。
- 2 「労働者数 (満 18 歳以上の者)」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる労働者の数について記入すること。
- 3 「延長することができる時間数」の欄の記入に当たっては、次のとおりとすること。
 - (1) 「1 日」の欄には、労働基準法第 32 条から第 32 条の 5 まで又は第 40 条の規定により労働させることができる最長の労働時間 (以下「法定労働時間」という。) を超えて延長することができる時間数であつて、1 日についての延長することができる限度となる時間数を記入すること。
 - (2) 「1 日を超える一定の期間 (起算日)」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、労働基準法第 36 条第 1 項の協定で定められた 1 日を超え 3 箇月以内の期間及び 1 年間についての延長することができる時間の限度に関する上欄に当該協定で定められた全ての期間を記入し、当該期間の起算日を括弧書きし、その下欄に、当該期間に応じ、それぞれ当該期間についての延長することができる限度となる時間数を記入すること。
- 4 ②の欄は、労働基準法第 32 条の 4 の規定による労働時間により労働する労働者 (対象期間が 3 箇月を超える 1 年単位の変形労働時間制により労働する者に限る。) について記入すること。なお、延長することができる時間の上限は①の欄の労働者よりも短い (1 箇月 42 時間、1 年 320 時間) ことに留意すること。
- 5 「労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第 35 条の規定による休日 (1 週 1 休又は 4 週 4 休であることに留意すること。) であつて労働させることができる日並びに当該休日の労働の始業及び終業の時刻を記入すること。
- 6 「期間」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる日の属する期間を記入すること。
- 7 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第 6 条の 2 第 1 項の規定により、労働基準法第 41 条第 2 号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
- 8 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかなような方法により締結するよう留意すること。

様式第九号の五を次のように改める。

時間外労働
休日労働
に関する協定届

様式第九号の5 (第70条関係)

事業の種類		事業の名称			事業の所在地 (電話番号)			
	時間外労働をさせる 必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間	事業場外労働に関する 協定で定める時間	延長することができる時間数		期間
						1日	1日を超える一定の期間 (起算日)	
① 下記②に該当しない労働者								
② 1年単位の変形労働時間制 により労働する労働者								
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日	労働させることができる休日 並びに始業及び終業の時刻			期間

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合 (事業場の労働者の過半数で組織する労働組合) の名称又は労働者の過半数を代表する者の
職名 氏名)

協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 ()

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 ☐

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による
手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☐ (チェックボックスに要チェック)

年 月 日

職名 氏名 使用者 氏名

労働基準監督署長殿

様式第9号の5 (第70条関係) (裏面)

記載心得

- 1 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要がある業務を具体的に記入し、事業場外労働の対象業務については他の業務と区別して記入し、労働基準法第36条第1号の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。なお、業務の種類を記入するに当たっては、業務の区分を細分化することにより当該業務の範囲を明確にしなくてはならないことに留意すること。
- 2 「労働者数 (満18歳以上の者)」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる労働者の数について記入すること。
- 3 「延長することができる時間数」の欄の記入に当たっては、次のとおりとすること。
 - (1) 「1日」の欄には、労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間 (以下「法定労働時間」という。) を超えて延長することができる時間数であつて、1日について延長することができる限度となる時間数を記入すること。
 - (2) 「1日を超え一定の期間 (起算日)」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、労働基準法第36条第1項の規定で定められた1日を超えて3箇月以内の期間及び1年間についての延長することができる時間の限度に関して、その上欄に当該協定で定められた全ての期間を記入し、当該期間に及び、それぞれ当該期間についての延長することができる時間数を記入すること。
- 4 ②の欄は、労働基準法第32条の4の規定による労働時間により労働する労働者 (対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者に限る。) について記入すること。なお、延長することができる時間数の上限は①の欄の労働者よりも短い (1箇月42時間、1年320時間) ことに留意すること。
- 5 「労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日 (1週1休又は4週4休であることに留意すること。) であつて労働させることができる日並びに当該休日の労働の始業及び終業の時刻を記入すること。
- 6 「期間」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる日の属する期間を記入し、事業場外労働の対象業務については事業場外労働に関する協定の有効期間を括弧書きすること。
- 7 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして表施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていない場合、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
- 8 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかなようにな方法により締結するよう留意すること。

様式第九号の六を次のように改める。

時間外労働に関する労使委員会の決議届
休日労働

様式第 9 号の 6 (第70条関係)

事業の種類		事業の名称		事業の所在地 (電話番号)			
	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間	延長することができる時間数		期間
					1 日	1 日を超える一定の期間 (起算日)	
① 下記②に該当しない労働者							
② 1 年単位の変形労働時間制により労働する労働者							
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻		期間

決議の成立年月日	年	月	日
委員会の委員数 () 人			

任期を定めて指名された委員				委員の氏名				その他の委員			

決議は、上記委員の 5 分の 4 以上の多数による議決により行われたものである。

委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名

委員会の委員の半数について任期を定めて指名した者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（

上記委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。 ☐（チェックボックスに要チェック）

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第 41 条第 2 号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☐（チェックボックスに要チェック）

年 月 日

労働基準監督署長 殿 職名
使用者 氏名

様式第 9 号の 6 (第 70 条関係) (裏面)

記載心得

- 1 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第 36 条第 1 号の健康上特に有害な業務について決議をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。なお、業務の種類を記入するに当たっては、業務の区分を細分化することにより当該業務の範囲を明確にしなければならないことに留意すること。
- 2 「労働者数 (満 18 歳以上の者)」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる労働者の数について記入すること。
- 3 「延長することができる時間数」の欄の記入に当たっては、次のとおりとすること。
 - (1) 「1 日」の欄には、労働基準法第 32 条から第 32 条の 5 まで又は第 40 条の規定により労働させることができる最長の労働時間 (以下「法定労働時間」という。) を超えて延長することができる時間数であつて、1 日についての延長することのできる限度となる時間数を記入すること。
 - (2) 「1 日を超え、1 日についての延長することのできる限度となる時間数を記入し、当該期間の起算日を括弧書きし、その下欄に、当該期間に応じ、それぞれ当該期間についての延長することができる限度となる時間数を記入すること。
- 4 ②の欄は、労働基準法第 32 条の 4 の規定による労働時間により労働する労働者 (対象期間が 3 箇月を超える 1 年単位の変形労働時間制により労働する者に限る。) について記入すること。なお、延長することができる時間の上限は①の欄の労働者よりも短い (1 箇月 42 時間、1 年 320 時間) ことに留意すること。
- 5 「労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第 35 条の規定による休日 (1 週 1 休又は 4 週 4 休であることに留意すること。) であつて労働させることができる日並びに当該休日の労働の始業及び終業の時刻を記入すること。
- 6 「期間」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる日の属する期間を記入すること。
- 7 「任期を定めて指名された委員」の欄には、労働基準法第 38 条の 4 第 2 項第 1 号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者に任期を定めて指名された委員の氏名を記入すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第 6 条の 2 第 1 項の規定により、労働基準法第 41 条第 2 号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、拳手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な決議とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。

様式第九号の七を次のように改める。

時間外労働に関する労働時間等設定改善委員会の決議届
休日労働

様式第 9 号の 7 (第70条関係)

事業の種類		事業の名称		事業の所在地 (電話番号)			
	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間	延長することができる時間数		期間
					1 日	1 日を超える一定の期間 (起算日)	
① 下記②に該当しない労働者							
② 1 年単位の変形労働時間制により労働する労働者							
	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻		期間
決議の成立年月日 年 月 日							
委員会の委員数 () 人							
推薦に基づき指名された委員				委員の氏名			
推薦に基づき指名された委員				その他の委員			

決議は、上記委員の5分の4以上の多数による議決により行われたものである。

委員会の委員の半数の推薦者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名

委員会の委員の半数の推薦者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（上記委員会委員の半数の推薦者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記委員会の委員の半数の推薦者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。 ☐ (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第 41 条第 2 号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☐ (チェックボックスに要チェック)

年 月 日

労働基準監督署長 殿 職名
使用者 氏名

様式第 9 号の 7 (第 70 条関係) (裏面)

記載心得

- 1 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要がある業務を具体的に記入し、労働基準法第 36 条第 6 項第 1 号の健康上特に有害な業務について決議をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。なお、業務の種類を記入するに当たっては、業務の区分を細分化することにより当該業務の範囲を明確にしなければならないことに留意すること。
- 2 「労働者数 (満 18 歳以上の者)」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる労働者の数について記入すること。
- 3 「延長することができる時間数」の欄の記入に当たっては、次のとおりとすること。
 - (1) 「1 日」の欄には、労働基準法第 32 条から第 32 条の 5 まで又は第 40 条の規定により労働させることができる最長の労働時間 (以下「法定労働時間」という。) を超えて延長することができる時間数であつて、1 日についての延長することのできる限度となる時間を記入すること。
 - (2) 「1 日を超え一定の期間 (起算日)」の欄には、法定労働時間を超えて延長することのできる時間数であつて、決議で定められた 1 日を超え 3 箇月以内の期間及び 1 年間についての延長することのできる時間の限度に関して、その上欄に当該決議で定められた全ての期間を記入し、当該期間の起算日を括弧書きし、その下欄に、当該期間に応じ、それぞれ当該期間についての延長することのできる限度となる時間数を記入すること。
- 4 ②の欄は、労働基準法第 32 条の 4 の規定による労働時間により労働する労働者 (対象期間が 3 箇月を超える 1 年単位の変形労働時間制により労働する者に限る。) について記入すること。なお、延長することのできる時間の上限は①の欄の労働者よりも短い (1 箇月 42 時間、1 年 320 時間) ことに留意すること。
- 5 「労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第 35 条の規定による休日 (1 週 1 休又は 4 週 4 休であることに留意すること。) であつて労働させることができる日並びに当該休日の労働の始業及び終業の時刻を記入すること。
- 6 「期間」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる日の属する期間を記入すること。
- 7 「推薦に基づき指名された委員」の欄には、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第 7 条第 1 号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名された委員の氏名を記入すること。なお、労働者の過半数を代表する者又は、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法施行規則第 1 条第 1 項の規定により、労働基準法第 41 条第 2 号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法に規定する推薦等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な決議とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていない場合、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。

様式第12号（第24条の2第3項関係）

事業場外労働に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）		
業務の種類	該当労働者数	1日の所定労働時間	協定で定める時間	協定の有効期間
時間外労働に関する協定の届出年月日				

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称

又は労働者の過半数を代表する者の
職名
氏名

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法

（ ）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 ☐（チェックボックスに要チェック）

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☐（チェックボックスに要チェック）

年 月 日

使用者 職名
氏名

労働基準監督署長殿

記載心得

- 「時間外労働に関する協定の届出年月日」の欄には、当該事業場における時間外労働に関する協定の届出の年月日（届出をしていない場合はその予定年月日）を記入すること。
- 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
- 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

様式第十号及び様式第十一号中「㊟」を削る。
様式第十二号を次のように改める。

専門業務型裁量労働制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）
業務の種類	業務の内容	該当労働者数
		1日の所定労働時間
		協定で定める労働時間
		労働者の健康及び福祉を確保するために講ずる措置 (労働者の労働時間の状況の把握方法)
		労働者からの苦情の処理に 関して講ずる措置
		協定の有効 期間
時間外労働に関する協定の届出年月日		

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名

協定の当事者（労働者の過半数の代表する者の場合）の選出方法（
上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。□（チェックボックスに要チェック）

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。□

(チェックボックスに要チェック)

年 月 日 使用者

殿長監督基準労働

記載心得

- 1 「業務の内容」の欄には、業務の性質上当該業務の遂行の方法を大幅に当該業務に従事する労働者の裁量にゆだねる必要がある旨を具体的に記入すること。
- 2 労働者の健康及び福祉を確保するために講ずる措置（労働者の労働時間の状況の把握方法）の欄には、労働基準法第38条の3第1項第4号に規定する措置の内容を具体的に記入するとともに、同号の労働時間の状況の把握方法を具体的に（ ）内に記入すること。
- 3 「労働者からの苦情の処理に関して講ずる措置」の欄には、労働基準法第38条の3第1項第5号に規定する措置の内容を具体的に記入すること。
- 4 「時間外労働法に関する協定の届出年月日」の欄には、当該事業場における時間外労働に関する協定の届出の年月日（届出をしていない場合はその予定年月日）を記入すること。ただし、協定で定める時間が労働基準法第32条又は第40条の労働時間を超えない場合には記入を要しないこと。
- 5 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。本様式をもって協定する場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかなとなるような方法により締結するよう留意すること。

様式第 13 号の 2 (第 24 条の 2 の 3 第 1 項関係)

企画業務型裁量労働制に関する決議届

事業の種類		事業の名称		事業の所在地 (電話番号)		常時使用する労働者数	
業務の種類				労働者の範囲 (職務経歴年数、職能資格等)		労働者数	
労働者の健康及び福祉を確保するために講ずる措置 (労働者の労働時間の状況の把握方法)		()					
労働者からの苦情の処理に関して講ずる措置						有 ・ 無	
労働者の同意を得なければならないこと及び同意をしなかった労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないことについての決議の有無						有 ・ 無	
労働者ごとの労働時間の状況並びに当該労働者の健康及び福祉を確保するための措置として講じた措置、労働者からの苦情の処理に関する措置として講じた措置並びに労働者の同意に関する記録を保存することについての決議の有無						有 ・ 無	
決議の成立年月日		年 月 日		決議の有効期間		年 月 日から 年 月 日まで	
委員会の委員数		規程の有無		委員会の同意の有無		運営規程に含まれている事項	
運営規程		有 ・ 無		有 ・ 無		開催に関する事項・議長の選出に関する事項・決議の方法に関する事項・定足数に関する事項	
任期を定めて指名された委員		氏名		氏名		その他の委員	

決議は、上記委員の 5 分の 4 以上の多数による議決により行われたものである。
委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働組合 (事業場の労働者の過半数で組織する労働組合) の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名 ()
委員会の委員の半数について任期を定めて指名した者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 ()
上記委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。 ☐ (チェックボックスに要チェック)
上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第 41 条第 2 号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☐ (チェックボックスに要チェック)

労働基準監督署長殿

使用者 職名
氏名

- 記載心得
- 「業務の種類」の欄には、労働基準法第 38 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する業務として決議した業務を具体的に記入すること。
 - 「労働者の範囲 (職務経歴年数、職能資格等)」の欄には、労働基準法第 38 条の 4 第 1 項第 2 号に規定する労働者の範囲について、必要とされる職務経歴年数、職能資格等を具体的に記入すること。
 - 「決議で定める労働時間」の欄には、労働基準法第 38 条の 4 第 1 項第 3 号に規定する対象労働者の労働時間として算定される時間を記入すること。
 - 「労働者の健康及び福祉を確保するために講ずる措置 (労働者の労働時間の状況の把握方法)」の欄には、労働基準法第 38 条の 4 第 1 項第 4 号に規定する措置の内容を具体的に記入するとともに、同号の労働時間の状況の把握方法を具体的に () 内に記入すること。
 - 「労働者からの苦情の処理に関して講ずる措置」の欄には、労働基準法第 38 条の 4 第 1 項第 5 号に規定する措置の内容を具体的に記入すること。
 - 「任期を定めて指名された委員」の欄には、労働基準法第 38 条の 4 第 2 項第 1 号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者に任期を定めて指名された委員の氏名を記入すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第 6 条の 2 第 1 項の規定により、労働基準法第 41 条第 2 号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な決議とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
 - 「運営規程に含まれている事項」の欄は、該当する事項を○で囲むこと。

様式第十三号の四中「㊦」を削る。
様式第十三号の五及び様式第十四号中「㊦」を削る。
様式第十四号の二を次のように改める。

様式第14号の2(第34条の2第1項関係)

高度プロフェッショナル制度に関する決議届

[illegible][illegible]

決議は、上記委員の5分の4以上の多数により行われたものである。

職名
氏名

委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働組合（事業別の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の

委員会の委員の半数について任期を定めて指名した者（労働者の過半数を代表する者の個人）の選出方法（

上記委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

☐ (チェックボックスにチェック)

上記労働者の過半数を代表する者か、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☐ (チェックボックスに要チェック)

勞働基準監督署長殿

職名	氏名	使用者

様式第 14 号の 2 (第 34 条の 2 第 1 項関係) (裏面)

記載心得

- 「業務の種類及びその分類」の欄には、労働基準法第 41 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する業務として決議した業務を具体的に記入するとともに、労働基準法施行規則第 34 条の 2 第 3 項各号に掲げる対象業務のうちいずれに該当するものかを以下の番号から選択して () 内に記入すること。
 - 金融工学等の知識を用いて行う金融商品の開発の業務
 - 資産運用 (指図を含む。以下この②において同じ。) の業務又は有価証券の売買その他の取引の業務のうち、投資判断に基づく資産運用の業務、投資判断に基づく資産運用として行う有価証券の売買その他の取引の業務又は投資判断に基づき自己の計算において行う有価証券の売買その他の取引の業務
 - 有価証券市場における相場等の動向又は有価証券の価値等の分析、評価又はこれに基づく投資に関する助言の業務
 - 顧客の事業の運営に関する重要な事項についての調査又は分析及びこれに基づく当該事項に関する考察又は助言の業務
 - 新たな技術、商品又は役務の研究開発の業務
- 「労働者の範囲」の欄には、当該事業場における対象労働者の範囲を具体的に記入すること。なお、労働基準法第 41 条の 2 第 1 項第 2 号イ及びロに該当しなければならぬこと。また、職位等により限定する場合には当該職位等を具体的に記入すること。
- 「支払われると見込まれる賃金の額」の欄には、同意の対象となる期間中に労働契約により、使用者から支払われることが確実に見込まれる賃金の額を 1 年間当たりの賃金の額に換算した額を記入すること。また、同一の業務の種類及びその分類において労働者が複数いる場合は、当該労働者のうち、記入すべき額が最も低い者の額を記入すること。
- 「同意を得る方法」の欄には、労働者本人の同意を得る時期、方法等を具体的に記入すること。なお、労働基準法施行規則第 34 条の 2 第 2 項に規定する方法に該当しなければならぬこと。
- 労働基準法施行規則第 34 条の 2 第 2 項の要件を遵守する趣旨のチェックボックスは、同意を得るに当たって、①労働基準法第 4 章の規定が適用されない旨、②同意の対象となる期間及び③適用される期間における支払われると見込まれる賃金の額を明示することを確認するものであること。
- 「労働者の健康管理時間の把握方法」の欄の記入に当たっては、次のとおりとすること。
 - 「事業場内に行った時間」の欄には、事業場内に行った時間の把握方法を具体的に記入すること。なお、労働基準法施行規則第 34 条の 2 第 8 項本文に規定する方法に該当しなければならぬこと。また、委員会において事業場内に行った時間から労働時間以外の時間を除くことを決議したときは、当該決議において除くこととした労働時間以外の時間や性質を具体的に () 内に記入すること。なお、決議において除くこととした労働時間以外の時間について、手待ち時間を含めることや一定時間数を一律に除くことは認められないこと。
 - 「事業場外において労働した時間」の欄には、事業場外において労働した時間の把握方法を具体的に記入すること。なお、労働基準法施行規則第 34 条の 2 第 8 項に規定する方法に該当しなければならぬこと。また、やむを得ない理由により当該時間を自己申告により把握する場合には、やむを得ない理由を具体的に () 内に記入すること。
- 「選択的措置の種類及びその具体的内容」の欄には、労働基準法第 41 条の 2 第 1 項第 5 号に規定する措置について、以下の番号から選択して記入した上で、その具体的内容を () 内に記入すること。
 - 労働者ごとに始業から 24 時間を経過するまでに 11 時間以上の継続した休息時間を確保し、かつ、労働基準法第 37 条第 4 項に規定する時刻の間において労働させる回数を 1 箇月について 4 回以内とすること。

- ② 1 週間当たりの健康管理時間が 40 時間を超えた場合におけるその超えた時間について、1 箇月 100 時間又は 3 箇月 240 時間を超えない範囲内とすること。
- ③ 1 年に 1 回以上の継続した 2 週間 (労働者が請求した場合においては、1 年に 2 回以上の継続した 1 週間) について、休日を与えること。
- ④ 1 週間当たりの健康管理時間が 40 時間を超えた場合におけるその超えた時間が 1 箇月当たり 80 時間を超えた場合又は労働者からの申出があつた場合に健康診断を実施すること。
- ⑧ 「労働者の健康及び福祉を確保するための措置の種類及びその具体的内容」の欄には、労働基準法第 41 条の 2 第 1 項第 6 号に規定する措置について、以下の番号から選択して記入した上で、その具体的内容を () 内に記入すること。
 - ① 労働基準法第 41 条の 2 第 1 項第 5 号イからニまでに掲げるいずれかの措置であつて、同項の決議及び就業規則その他これに準ずるもので定めるところにより使用者が講ずることとした措置以外のもの
 - ② 健康管理時間が一定時間を超える対象労働者に対し、医師による面接指導を行うこと。
 - ③ 対象労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。
 - ④ 対象労働者の心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。
 - ⑤ 対象労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。
 - ⑥ 産業医等による助言若しくは指導を受け、又は対象労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。
- ⑨ 「同意の撤回に関する手続」の欄には、撤回の申出先となる部署及び担当者、撤回の申出の方法等を具体的に記入すること。
- ⑩ 「労働者からの苦情の処理について講ずる措置」の欄には、苦情の申出先となる部署及び担当者、取り扱う苦情の範囲、処理の手順、方法等を具体的に記入すること。
- ⑪ 「委員会の開催頻度及び開催時期」の欄には、労働基準法第 41 条の 2 第 1 項に規定する委員会の開催頻度及び開催時期を具体的に記入すること。なお、労働基準法第 41 条の 2 第 2 項の規定による報告の内容に関し委員会において調査審議し、必要に応じて決議を見直す観点から、少なくとも 6 箇月に 1 回、当該報告を行う時期に開催しなければならないこと。
- ⑫ 「労働者の健康管理等を行うのに必要な知識を有する医師の選任」は、常時 50 人未満の労働者を使用する事業場においては、必ず選任しなければならないこと。
- ⑬ 「任期を定めて指名された委員」の欄には、労働基準法第 41 条の 2 第 3 項において準用する同法第 38 条の 4 第 2 項第 1 号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者に任期を定めて指名された委員の氏名を記入すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第 6 条の 2、同法第 1 項の規定により、労働基準法第 41 条第 2 号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同一規定の協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものではないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な決議とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
- ⑭ 「運営規程に含まれている事項」の欄は、該当する事項を○で囲むこと。

様式第十四号の三中「㉞」を削る。
様式第十四号の四及び様式第十五号中「㉞」を削る。
様式第二十三号の二及び様式第二十四号中「㉞」を削る。
(事業附属寄宿舎規程の一部改正)
第二条 事業附属寄宿舎規程(昭和二十二年労働省令第七号)の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

改正後

(傍線部分は改正部分)

第一条の二 (略)

② 法第九十五条第三項の規定による同意を証明する書面は、寄宿舎に寄宿する労働者の過半数を代表する者の氏名を記載したものでなければならない。

様式第一号中「㉞」を削る。
様式第三号及び様式第四号中「㉞」を削る。
(年少者労働基準規則の一部改正)

第三条 年少者労働基準規則(昭和二十九年労働省令第十三号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「㉞」を削る。
様式第三号中「㉞」を削る。
様式第四号中「㉞」を削る。
(最低賃金法施行規則の一部改正)

第四条 最低賃金法施行規則(昭和三十四年労働省令第十六号)の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

改正後

第四条 (略)

2 (略)

3 第一項に規定する使用者が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号。以下この項及び次項において「情報通信技術活用法」という。)第六条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して第一項の許可申請書を提出する場合には、当該許可申請書における使用者の氏名の記載については、厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成十五年厚生労働省令第四十号)第六条第一項各号に掲げる措置のほか、当該使用者の氏名を電磁的記録(情報通信技術活用法第三条第七号に規定する電磁的記録をいう。次項において同じ。)に記録することをもつて代えることができる。

4 第一項の許可申請書について、社会保険労務士又は社会保険労務士法人(以下この項において「社会保険労務士等」という。)が、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)第二条第一項第一号の二の規定に基づき当該許可申請書の提出に関する手続を使用者に代わつて行う場合には、当該社会保険労務士等が当該使用者の職務を代行する契約を締結していることにつき証明することができる電磁的記録を送信しなければならない。

改正前

第四条 (略)

2 (新設)

3 第一項の許可申請書について、社会保険労務士又は社会保険労務士法人(以下この項において「社会保険労務士等」という。)が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号。以下この項において「情報通信技術活用法」という。)第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)第二条第一項第一号の二の規定に基づき当該許可申請書の提出に関する手続を使用者に代わつて行う場合には、当該社会保険労務士等が当該使用者の職務を代行する契約を締結していることにつき証明することができる電磁的記録(情報通信技術活用法第三条第七号に規定する電磁的記録をいう。)を送信することをもつて、厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成十五年厚生労働省令第四十号)第五条第一項の手続に代えることができる。

様式第 1 号（第 4 条関係）

精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者の最低賃金の減額の特例許可申請書

事業の種類		事業場の名称		事業場の所在地	
減額の特例許可を受けようとする労働者		氏名	性別	生年月日	件名
精神又は身体の障害の態様		減額の特例許可を受けようとする最低賃金			
従事させようとする業務の種類		支払おうとする賃金			金 額
労働の態様					減 額 率
減額の特例許可を必要とする理由等					理 由

令和 年 月 日

都道府県労働局長 殿

使用者 氏 名

職

注意

1 「精神又は身体の障害の態様」欄には、精神又は身体の障害の程度を記入すること。

2 「従事させようとする業務の種類」欄には、減額の特例許可があつた場合に、当該労働者に従事させようとする業務の種類を具体的に記入すること。

3 「労働の態様」欄には、始業終業の時刻、作業の内容、作業量等を詳細に記入すること。参考となる事項を記入すること。（地域別最低賃金及び

4 「減額の特例許可を必要とする理由等」欄には、減額の特例許可を必要とする理由その他の最低賃金の件名及び金額を記入すること（地域別最低賃金及び

5 「減額の特例許可を受けようとする最低賃金」欄には、許可を受けようとする全ての最低賃金の件名及び金額を記入すること。）。

6 特定最低賃金の双方であれば、それぞれの件名及び金額を連記すること。）。

「支払おうとする賃金」欄の「金額」欄には、法第 4 条第 3 項各号に規定する賃金を除外した最低賃金の対象となる賃金を記入すること。また、「理由」欄には、使用者において当該減額率を定めた理由の概要を記入すること。

様式第二号を次のように改める。

様式第2号（第4条関係）

試の使用期間中の者の最低賃金の減額の特例許可申請書（ ）

事業の種類		事業場の名称		事業場の所在地		
減額の特例許可を受けようとする労働者		減額の特例許可を受けようとする最低賃金		件名		
減額の特例許可を受けようとする試の使用期間				最低賃金額		
円						
従事させようとする業務の種類			金額	円以上		
労働の態様		支払おうとする賃金	減額率	%		
減額の特例許可を必要とする理由等			理由			
令和 年 月 日						
都道府県労働局長 殿		使用者 氏 名				

注意

1 表題の（ ）内には、個人別に許可を受けようとする場合は「個人」と、包括的に許可を受けようとする場合は「包括」と記入すること。許可を受ける場合、個人別に許可を受けようとする場合は当該労働者の氏名、性別及び生年月日を、包括的に許可を受ける場合は当該労働者の数を記入するとともに、当該労働者全ての氏名、性別及び生年月日を記載した名簿を添付すること。

2 「従事させようとする業務の種類」欄には、減額の特例許可があつた場合に、当該労働者に従事させようとする業務の種類を具体的に記入すること。

3 「労働の態様」欄には、始業終業の時刻、作業の内容、作業量等を詳細に記入すること。

4 「減額の特例許可を必要とする理由等」欄には、減額の内容、特例許可を必要とする理由その他参考となる事項を記入すること。

5 「減額の特例許可を受けようとする最低賃金」欄には、許可を受けようとする全ての最低賃金の件名及び金額を記入すること（地域別最低賃金及び特定最低賃金の双方であれば、それぞれの件名及び金額を連記すること）。

6 「支払おうとする賃金」欄の「金額」欄には、法第4条第3項各号に規定する賃金を除外した最低賃金の対象となる賃金を記入すること。また、「理由」欄には、使用者において当該減額率を定めた理由の概要を記入すること。

様式第3号(第4条関係)

基礎的な技能及び知識を習得させるための職業訓練を受ける者の最低賃金の減額の特例許可申請書()

事業の種類		事業場の名称		事業場の所在地	
減額の特例許可を受けようとする労働者		減額の特例許可を必要とする理由等		件名	
減額の特例許可を受けようとする訓練期間		令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日			
受けさせようとする職業訓練	訓練科	訓練期間	訓練生の概数	認定年月日	減額の特例許可を受けようとする最低賃金
	訓練団体の名称及び主たる事務所の所在地		人		最低賃金額
	職業訓練時間数と所定労働時間数		1日当たりの職業訓練時間数	時間 分	金額
従事させようとする業務の種類	1日当たりの所定労働時間数	時間 分	支払おうとする賃金		減額率
労働の態様			職 業 使用者 氏 名		理由

注意

1 表題の()内には、個人別に許可を受けようとする場合は「個人」と、包括的に許可を受けようとする場合は「包括」と記入すること。

2 「減額の特例許可を受けようとする労働者」欄には、個人別に許可を受けようとする場合は当該労働者の氏名、性別及び生年月日を、包括的に許可を受けようとする場合は当該労働者の数を記入するとともに、当該労働者全ての氏名、性別及び生年月日を記載した名簿を添付すること。

3 「訓練団体の名称及び主たる事務所の所在地」欄は、職業能力開発促進法第24条第1項の認定を受けて、その構成員である事業主に雇用される者に対して職業訓練を行う団体の場合のみ記入すること。

4 「職業訓練時間数と所定労働時間数」欄の「1日当たりの職業訓練時間数」欄には、職業訓練時間のうち、使用者が一定の利益を受けることとなる業務の遂行の過程内において行う職業訓練の時間を除いた1日当たりの平均時間数を記入すること。

5 「従事させようとする業務の種類」欄には、減額の特例許可があつた場合に、当該労働者に従事させようとする業務の種類を具体的に記入すること。

6 「労働の態様」欄には、始業終業の時刻、作業の内容、作業量等を詳細に記入すること。

7 「減額の特例許可を必要とする理由等」欄には、減額の特例許可を必要とする理由その他参考となる事項を記入すること。

8 「減額の特例許可を受けようとする最低賃金」欄には、許可を受けようとする全ての最低賃金の件名及び金額を記入すること(地域別最低賃金及び特定最低賃金の双方であれば、それぞれの件名及び金額を通記すること)。

9 「支払おうとする賃金」欄の「金額」欄には、法第4条第3項各号に規定する賃金を除外した最低賃金の対象となる賃金を記入すること。また、「理由」欄には、使用者において当該減額率を定めた理由の概要を記入すること。

様式第四号を次のように改める。

様式第4号(第4条関係)

軽易な業務に従事する者の最低賃金の減額の特例許可申請書()				
事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地		
減額の特例許可を受けようとする労働者		減額の特例許可を受けようとする最低賃金	件名	
従事させようとする業務の種類		最低賃金額		円
労働の態様		支払おうとする賃金	金額	円以上
減額の特例許可を必要とする理由等			減額率	%
			理由	
令和 年 月 日 職 都道府県労働局長 殿 使用者 氏 名				

注意

1 表題の()内には、個人別に許可を受けようとする場合は「個人」と、包括的に許可を受けようとする場合は「包括」と記入すること。

2 「減額の特例許可を受けようとする労働者」欄には、個人別に許可を受けようとする場合は当該労働者の氏名、性別及び生年月日を、包括的に許可を受けようとする場合は当該労働者の数を記入するとともに、当該労働者全ての氏名、性別及び生年月日を記載した名簿を添付すること。

3 「従事させようとする業務の種類」欄には、減額の特例許可があつた場合に、当該労働者に従事させようとする業務の種類を具体的に記入すること。

4 「労働の態様」欄には、始業終業の時刻、作業の内容、作業量等を詳細に記入すること。

5 「減額の特例許可を必要とする理由等」欄には、作業の内容、減額の特例許可を必要とする理由その他参考となる事項を記入すること。

6 「減額の特例許可を受けようとする最低賃金」欄には、許可を受けようとする全ての最低賃金の件名及び金額を記入すること(地域別最低賃金及び特定最低賃金の双方であれば、それぞれの件名及び金額を連記すること)。

7 「支払おうとする賃金」欄の「金額」欄には、法第4条第3項各号に規定する賃金を除外した最低賃金の対象となる賃金を記入すること。また、「理由」欄には、使用者において当該減額率を定めた理由の概要を記入すること。

断続的労働に従事する者の最低賃金の減額の特例許可申請書()					
事業の種類		事業場の名称		事業場の所在地	
減額の特例許可を受けようとする労働者				減額の特例許可を受けようとする最低賃金	
従事させようとする業務の種類				件名	
				最低賃金額	
				円	
労働の態様				金額	
				円以上	
実作業時間数と手待ち時間数		実作業時間数		時間	
		手待ち時間数		分	
減額の特例許可を必要とする理由等		支払おうとする賃金		減額率	
				理由	
令和 年 月 日		職		使用者 氏 名	
都道府県労働局長 殿					

注意

1 表題の () 内には、個人別に許可を受けようとする場合は「個人」と、包括的に許可を受けようとする場合は「包括」と記入すること。

2 「減額の特例許可を受けようとする労働者」欄には、個人別に許可を受けようとする場合は当該労働者の氏名、性別及び生年月日を、包括的に許可を受けようとする場合は当該労働者の数を記入するとともに、当該労働者全ての氏名、性別及び生年月日を記載した名簿を添付すること。

3 「従事させようとする業務の種類」欄には、減額の特例許可があつた場合に、当該労働者に従事させようとする業務の種類を具体的に記入すること。

4 「労働の態様」欄には、始業終業の時刻、実作業の内容及びその頻度、手待ち時間における労働者の状態等を詳細に記入すること。

5 「減額の特例許可を必要とする理由等」欄には、減額の特例許可を必要とする理由その他参考となる事項を記入すること。

6 「減額の特例許可を受けようとする最低賃金」欄には、許可を受けようとする全ての最低賃金の件名及び金額を記入すること（地域別最低賃金及び特定最低賃金の双方であれば、それぞれの件名及び金額を連記すること）。

7 「支払おうとする賃金」欄の「金額」欄には、法第4条第3項各号に規定すること。賃金を除外した最低賃金の対象となる賃金を記入すること。また、「理由」欄には、使用者において当該減額率を定めた理由の概要を記入すること。

(建設業附属寄宿舎規程の一部改正)

第五条 建設業附属寄宿舎規程（昭和四十二年労働省令第二十七号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
(寄宿舎規則の届出) 第二条 (略) 2 (略) 3 法第九十五条第三項の規定による同意を証明する書面は、寄宿舎に寄宿する労働者（以下「寄宿労働者」という。）の過半数を代表する者の氏名を記載したものでなければならない。	(寄宿舎規則の届出) 第二条 (略) 2 (略) 3 法第九十五条第三項の規定による同意を証明する書面は、寄宿舎に寄宿する労働者（以下「寄宿労働者」という。）の過半数を代表する者の署名又は記名押印のあるものでなければならない。

別記様式中「㉔」を削る。

(賃金の支払の確保等に関する法律施行規則の一部改正)

第六条 賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十六号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
(認定の申請) 第九条 (略) 2 4 (略) 5 第二項に規定する者が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して第二項の申請書を提出する場合には、当該申請書における申請者の氏名の記載については、厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年厚生労働省令第四十号）第六条第一項各号に掲げる措置のほか、当該申請者の氏名を電磁的記録（情報通信技術活用法第三条第七号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録することをもつて代えることができる。	(認定の申請) 第九条 (略) 2 4 (略) (新設)

6	第二項の申請書について、社会保険労務士又は社会保険労務士法人（以下この項及び第十四条第四項において「社会保険労務士等」という。）が、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項第一号の二の規定に基づき当該申請書の提出に関する手続を申請者に代わつて行う場合には、当該社会保険労務士等が当該手続を代行する契約を締結していることにつき証明することができる電磁的記録を送信しなければならない。	(新設)
	(確認の申請)	
	第十四条（略）	
	2（略）	
3	第一項に規定する者が、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して第一項の申請書を提出する場合には、当該申請書における申請者の氏名の記載については、厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第六条第一項各号に掲げる措置のほか、当該申請者の氏名を電磁的記録に記録することをもつて代えることができる。	(新設)
4	第一項の申請書について、社会保険労務士等が、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して社会保険労務士法第二条第一項第一号の二の規定に基づき当該申請書の提出に関する手続を申請者に代わつて行う場合には、当該社会保険労務士等が当該手続を代行する契約を締結していることにつき証明することができる電磁的記録を送信しなければならない。	(新設)

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前のそれぞれの省令（次項において「旧省令」という。）の規定によりされている許可若しくは認定の申請、届出又は報告は、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定による許可若しくは認定の申請、届出又は報告とみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧省令に定める様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第 1 号(第 6 条関係)

貯 蓄 金 管 理 に 関 す る 協 定 届

事 業 の 種 類		事 業 の 名 称		事 業 の 所 在 地	
協 定 成 立 年 月 日		年 月 日		協定の当事者である労働組合の 名称又は労働者代表の氏名	
労働者の預金による貯蓄 金管理の方法の場合	預 金 者 の 範 囲		預金者 1 人当たりの 預金額の限度	預 金 の 利 率	預 金 の 利 子 の 計 算 方 法
	預金の受入れ及び払戻しの方法		預 金 の 保 全 の 方 法		預 金 の 運 用 の 方 法
その他 法蓄場 の金管 理の貯	管 理 の 方 法				

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者代表が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 ☐ (チェックボックスに要チェック)

上記労働者代表が、労働基準法第 41 条第 2 号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☐ (チェックボックスに要チェック)

年 月 日

使用者 職名
氏名

労働基準監督署長殿

記載心得

- 1 「預金の運用の方法」の欄には、貯蓄金の保全措置が預金保全委員会の設置である場合において、労働者の預け入れた預金の運用につき制限を付するときは、その方法を記入すること。
- 2 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第 6 条の 2 第 1 項の規定により、労働基準法第 41 条第 2 号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
- 3 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

様式第2号（第7条関係）

解雇制限
解雇予告 除 外 認 定 申 請 書

事業の種類	事業の名称	事業の所在地					
天災事変その他やむを得ない事由のために 事業の継続が不可能となった具体的事情	除外を受けようとする労働者の範囲						
	業務上の傷病により療養するもの	男	人	女	人	計	人
	産 前 産 後 の 女 性	人					
	法第20条第1項但書前段の事由に 基づき即時解雇しようとする者	男	人	女	人	計	人

年 月 日

職名
使用者 氏名

労働基準監督署長 殿

様式第3号（第7条関係）

解雇予告除外認定申請書

事業の種類	事業の名称			事業の所在地
労働者の氏名	性別	雇入年月日	業務の種類	労働者の責に帰すべき事由
	男女	年 月 日		
	男女	年 月 日		
	男女	年 月 日		
	男女	年 月 日		
	男女	年 月 日		

年 月 日

使用者 職名
氏名

労働基準監督署長 殿

様式第3号の2(第12条の2の2関係)

1 箇月単位の変形労働時間制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）		常時使用する労働者数
業務の種類	該当労働者数 （満18歳未満の者）	変形期間 （起算日）	変形期間中の各日及び各週の 労働時間並びに所定休日	協定の有効期間
労働時間が最も長い日の労働時間数 （満18歳未満の者）		（時間 分）	労働時間が最も長い週の労働時間数 （満18歳未満の者）	（時間 分）

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の	職名 氏名
協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（	）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 ☐ (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第 41 条第 2 号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。□

(チェックボックスに要チェック)

年 月 日

職名
氏名

労働基準監督署長殿

記載心得

- 1 労働基準法第60条第3項第2号の規定に基づき満18歳未満の者に変形労働時間制を適用する場合には、「該当労働者数」、「労働時間が最も長い日の労働時間数」及び「労働時間が最も長い週の労働時間数」の各欄に括弧書きすること。
- 2 「変形期間」の欄には、当該変形労働時間制における時間通算の期間の単位を記入し、その起算日を括弧書きすること。
- 3 「変形期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日」の欄中に当該事項を記入しきれない場合には、別紙に記載して添付すること。
- 4 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
- 5 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

清算期間が1箇月を超えるフレックスタイム制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）		常時雇用する労働者数	協定の有効期間
		(〒 —)			
		(電話番号： — —)			
業務の種類		該当労働者数	清算期間（起算日）	清算期間における総労働時間	
			()		
標準となる1日の労働時間		コアタイム		フレキシブルタイム	
		～		～	

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の 職名 氏名

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ ）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 ☐

(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☐ (チェックボックスに要チェック)

年 月 日

使用者 職名 氏名

労働基準監督署長殿

- 記載心得
- 「清算期間（起算日）」の欄には、当該労働時間制における時間通算の期間の単位を記入し、その起算日を（ ）内に記入すること。
 - 「清算期間における総労働時間」の欄には、当該労働時間制の清算期間において、労働契約上労働者が労働すべき時間を記入すること。
 - 「標準となる1日の労働時間」の欄には、当該労働時間制において、年次有給休暇を取得した際に支払われる賃金の算定基礎となる労働時間の長さを記入すること。
 - 「コアタイム」の欄には、労働基準法施行規則第12条の3第1項第2号の労働者が労働しなければならない時間帯を定める場合には、その時間帯の開始及び終了の時刻を記入すること。
 - 「フレキシブルタイム」の欄には、労働基準法施行規則第12条の3第1項第3号の労働者がその選択により労働することができる時間帯に制限を設ける場合には、その時間帯の開始及び終了の時刻を記入すること。
 - 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
 - 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

様式第 4 号(第12条の 4 第 6 項関係)

1 年単位の変形労働時間制に関する協定届

事 業 の 種 類	事 業 の 名 称	事 業 の 所 在 地 (電 話 番 号)			常時使用する労働者数
					人
該 当 労 働 者 数 (満18歳未満の者)	対 象 期 間 及 び 特 定 期 間 (起 算 日)	対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日	対象期間中の 1 週間の平均労働時間数	協定の有効期間	
人 (人)		(別紙)	時間 分		
労働時間が最も長い日の労働時間数 (満 18 歳 未 満 の 者)	時間 分 分 (時間 分 分)	労働時間が最も長い週の労働時間数 (満 18 歳 未 満 の 者)	時間 分 分 (時間 分 分)	対象期間中の総労働日数	日
労働時間が48時間を超える週の最長連続週数	週		対象期間中の最も長い連続労働日数	日間	
対象期間中の労働時間が48時間を超える週数	週		特定期間中の最も長い連続労働日数	日間	

旧 協 定 の 対 象 期 間		旧協定の労働時間が最も長い日の労働時間数	時間 分
旧協定の労働時間が最も長い週の労働時間数	時間 分	旧協定の対象期間中の総労働日数	日

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名氏名
協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法()

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。☐（チェックボックスに要チェック）

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第 41 条第 2 号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☐（チェックボックスに要チェック）

年 月 日

使用者 職名氏名

労働基準監督署長殿

記載心得

- 労働基準法第60条第3 項第 2 号の規定に基づき満18歳未満の者に変形労働時間制を適用する場合には、「該当労働者数」、「労働時間が最も長い日の労働時間数」及び「労働時間が最も長い週の労働時間数」の各欄に括弧書きすること。
- 「対象期間及び特定期間」の欄のうち、対象期間については当該変形労働時間制における時間通算の期間の単位を記入し、その起算日を括弧書きすること。
- 「対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日」については、別紙に記載して添付すること。
- 「旧協定」とは、労働基準法施行規則第12条の 4 第 3 項に規定するものであること。
- 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第 6 条の 2 第 1 項の規定により、労働基準法第 41 条第 2 号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
- 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

様式第5号（第12条の5第4項関係）

1週間単位の非定型的変形労働時間制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）		常時使用する労働者数
業務の種類	該当労働者数 （満18歳以上の者）	1週間の所定 労働時間	変形労働時間制による期間	

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称

又は労働者の過半数を代表する者の

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 ☐ (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第 41 条第 2 号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☐ (チェックボックスに要チェック)

年 月 日

使用者 職名
氏名

労働基準監督署長殿

記載心得

- 1 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
- 2 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

労働時間延長許可申請書

非常災害等の理由による

休日労働届

様式第6号（第13条第2項関係）

事業の種類	事業の名称		事業の所在地	
時間延長を必要とする事由		時間延長を行う期間及び延長時間		労働者数
休日労働を必要とする事由		休日労働を行う年月日		労働者数

年 月 日

職名

使用者

氏名

労働基準監督署長 殿

備考 「許可申請書」と「届」のいずれか不要の文字を削ること。

時間外労働
休日労働に関する協定届

様式第9号（第16条第1項関係）

労働保険番号	□□□□□□□□□□□□□□□□ 都道府県 所掌 管轄 基幹番号 校番号 被一括事業場番号
法人番号	□□□□□□□□□□□□

事業の種類		事業の名称			事業の所在地（電話番号）				協定の有効期間		
					(〒) (電話番号：)						
時間外労働		時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数					
						1日	1箇月（①については45時間まで、②については42時間まで）		1年（①については360時間まで、②については320時間まで）		
	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	起算日 (年月日)		所定労働時間を超える時間数 (任意)				
	① 下記②に該当しない労働者										
	② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者										
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる法定 法 定 休 日 の 日 数		労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻		
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☐											
(チェックボックスに要チェック)											

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の
職名
氏名

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ ）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 ☐
(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第 41 条第 2 号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☐ (チェックボックスに要チェック)

年 月 日

使用者 職名
氏名

労働基準監督署長殿

様式第9号（第16条第1項関係）（裏面）

（記載心得）

- 1 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第6項第1号の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。なお、業務の種類を記入するに当たっては、業務の区分を細分化することにより当該業務の範囲を明確にしなければならないことに留意すること。
- 2 「労働者数（満18歳以上の者）」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる労働者の数を記入すること。
- 3 「延長することができる時間数」の欄の記入に当たっては、次のとおりとすること。時間数は労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間（以下「法定労働時間」という。）を超える時間数を記入すること。なお、本欄に記入する時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数が1箇月について100時間以上となった場合、及び2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えた場合には労働基準法違反（同法第119条の規定により6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金）となることに留意すること。
 - （1） 「1日」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、1日についての延長することができる限度となる時間数を記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。
 - （2） 「1箇月」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、「1年」の欄に記入する「起算日」において定める日から1箇月ごとについての延長することができる限度となる時間数を45時間（対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者については、42時間）の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。
 - （3） 「1年」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、「起算日」において定める日から1年についての延長することができる限度となる時間数を360時間（対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者については、320時間）の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。
- 4 ②の欄は、労働基準法第32条の4の規定による労働時間により労働する労働者（対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者に限る。）について記入すること。なお、延長することができる時間の上限は①の欄の労働者よりも短い（1箇月42時間、1年320時間）ことに留意すること。
- 5 「労働させることができる法定休日の日数」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日（1週1休又は4週4休であることに留意すること。）に労働させることができる日数を記入すること。
- 6 「労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日であつて労働させることができる日の始業及び終業の時刻を記入すること。
- 7 労働基準法第36条第6項第2号及び第3号の要件を遵守する趣旨のチェックボックスについて、「2箇月から6箇月まで」とは、起算日をまたぐケースも含め、連続した2箇月から6箇月までの期間を指すことに留意すること。また、チェックボックスにチェックがない場合には有効な協定とはならないことに留意すること。
- 8 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。

9 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

10 本様式で記入部分が足りない場合は同一様式を使用すること。この場合、必要のある事項のみ記入することで差し支えない。

（備考）

- 1 労働基準法施行規則第24条の2第4項の規定により、労働基準法第38条の2第2項の協定（事業場外で従事する業務の遂行に通常必要とされる時間を協定する場合の当該協定）の内容を本様式に付記して届け出る場合においては、事業場外労働の対象業務については他の業務とは区別し、事業場外労働の対象業務である旨を括弧書きした上で、「所定労働時間」の欄には当該業務の遂行に通常必要とされる時間を括弧書きすること。また、「協定の有効期間」の欄には事業場外労働に関する協定の有効期間を括弧書きすること。
- 2 労働基準法第38条の4第5項の規定により、労使委員会が設置されている事業場において、本様式を労使委員会の決議として届け出る場合においては、委員の5分の4以上の多数による議決により行われたものである旨、委員会の委員数、委員の氏名を記入した用紙を別途提出することとし、本様式中「協定」とあるのは「労使委員会の決議」と、「協定の当事者である労働組合」とあるのは「委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働組合」と、「協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」とあるのは「委員会の委員の半数について任期を定めて指名した者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」と読み替えるものとする。なお、委員の氏名を記入するに当たっては、任期を定めて指名された委員とその他の委員とで区別することとし、任期を定めて指名された委員の氏名を記入するに当たっては、同条第2項第1号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者に任期を定めて指名された委員の氏名を記入することに留意すること。
- 3 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第7条の規定により、労働時間等設定改善委員会が設置されている事業場において、本様式を労働時間等設定改善委員会の決議として届け出る場合においては、委員の5分の4以上の多数による議決により行われたものである旨、委員会の委員数、委員の氏名を記入した用紙を別途提出することとし、本様式中「協定」とあるのは「労働時間等設定改善委員会の決議」と、「協定の当事者である労働組合」とあるのは「委員会の委員の半数の推薦者である労働組合」と、「協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」とあるのは「委員会の委員の半数の推薦者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」と読み替えるものとする。なお、委員の氏名を記入するに当たっては、推薦に基づき指名された委員とその他の委員とで区別することとし、推薦に基づき指名された委員の氏名を記入するに当たっては、同条第1号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名された委員の氏名を記入することに留意すること。

時間外労働
休日労働に関する協定届

[illegible]

様式第9号の2（第16条第1項関係）

事業の種類		事業の名称			事業の所在地（電話番号） （電話番号： — — ）				協定の有効期間		
時間外労働		時間外労働をさせる 必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満 18 歳 以上の者)	所定労働時間 (1 日) (任意)	延長することができる時間数					
						1 日	1 箇月 (①については 45 時間まで、②については 42 時間まで)	1 年 (①については 360 時間まで、②については 320 時間まで)			
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満 18 歳 以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法 定 休 日 の 日 数		労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻		
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1 箇月について 100 時間未満でなければならず、かつ 2 箇月から 6 箇月までを平均して 80 時間を超過しないこと。 ☐											
(チェックボックスに要チェック)											

様式第9号の2（第16条第1項関係）（裏面）

（記載心得）

- 1 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第6項第1号の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。なお、業務の種類を記入するに当たっては、業務の区分を細分化することにより当該業務の範囲を明確にしなければならないことに留意すること。
- 2 「労働者数（満18歳以上の者）」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる労働者の数を記入すること。
- 3 「延長することができる時間数」の欄の記入に当たっては、次のとおりとすること。時間数は労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間（以下「法定労働時間」という。）を超える時間数を記入すること。なお、本欄に記入する時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数が1箇月について100時間以上となった場合、及び2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えた場合には労働基準法違反（同法第119条の規定により6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金）となることに留意すること。
 - （1） 「1日」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、1日についての延長することができる限度となる時間数を記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。
 - （2） 「1箇月」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、「1年」の欄に記入する「起算日」において定める日から1箇月ごとについての延長することができる限度となる時間数を45時間（対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者については、42時間）の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。
 - （3） 「1年」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、「起算日」において定める日から1年についての延長することができる限度となる時間数を360時間（対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者については、320時間）の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。

- 4 ②の欄は、労働基準法第32条の4の規定による労働時間により労働する労働者（対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者に限る。）について記入すること。なお、延長することができる時間の上限は①の欄の労働者よりも短い（1箇月42時間、1年320時間）ことに留意すること。
- 5 「労働させることができる法定休日の日数」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日（1週1休又は4週4休であることに留意すること。）に労働させることができる日数を記入すること。
- 6 「労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日であつて労働させることができる日の始業及び終業の時刻を記入すること。
- 7 労働基準法第36条第6項第2号及び第3号の要件を遵守する趣旨のチェックボックスについて、「2箇月から6箇月まで」とは、起算日をまたぐケースも含め、連続した2箇月から6箇月までの期間を指すことに留意すること。また、チェックボックスにチェックがない場合には有効な協定とはならないことに留意すること。
- 8 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。
- 9 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。
- 10 本様式で記入部分が足りない場合は同一様式を使用すること。この場合、必要のある事項のみ記入することで差し支えない。

（備考）

労働基準法施行規則第24条の2第4項の規定により、労働基準法第38条の2第2項の協定（事業場外で従事する業務の遂行に通常必要とされる時間を協定する場合の当該協定）の内容を本様式に付記して届け出る場合においては、事業場外労働の対象業務については他の業務とは区別し、事業場外労働の対象業務である旨を括弧書きした上で、「所定労働時間」の欄には当該業務の遂行に通常必要とされる時間を括弧書きすること。また、「協定の有効期間」の欄には事業場外労働に関する協定の有効期間を括弧書きすること。

時間外労働に関する協定届（特別条項）
休日労働

様式第9号の2（第16条第1項関係）

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)				1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限り。)		
			延長することができる時間数		限度時間を超えて労働させることができる回数 (6回以内に限り。)	延長することができる時間数及び休日労働の時間数		限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数		限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
			法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)		法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)		法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	
限度時間を超えて労働させる場合における手続											
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		(該当する番号)	(具体的内容)								
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☐ (チェックボックスに要チェック)											

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名
氏名

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（
）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。☐
(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☐ (チェックボックスに要チェック)

年 月 日

使用者 職名
氏名

労働基準監督署長殿

様式第9号の2（第16条第1項関係）（裏面）

（記載心得）

1 労働基準法第36条第1項の協定において同条第5項に規定する事項に関する定めを締結した場合における本様式の記入に当たっては、次のとおりとすること。

- （1）「臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合」の欄には、当該事業場における通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に限度時間を超えて労働させる必要がある場合をできる限り具体的に記入すること。なお、業務の都合上必要な場合、業務上やむを得ない場合等恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものを記入することは認められないことに留意すること。
- （2）「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第6項第1号の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。なお、業務の種類を記入するに当たっては、業務の区分を細分化することにより当該業務の範囲を明確にしなければならないことに留意すること。
- （3）「労働者数（満18歳以上の者）」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる労働者の数を記入すること。
- （4）「起算日」の欄には、本様式における「時間外労働・休日労働に関する協定届」の起算日と同じ年月日を記入すること。
- （5）「延長することができる時間数及び休日労働の時間数」の欄には、労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間（以下「法定労働時間」という。）を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数であつて、「起算日」において定める日から1箇月ごとについての延長することができる限度となる時間数を100時間未満の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数を併せて記入することができる。
「延長することができる時間数」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数を記入すること。「1年」にあつては、「起算日」において定める日から1年についての延長することができる限度となる時間数を720時間の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。
なお、これらの欄に記入する時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数が1箇月について100時間以上となつた場合、及び2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えた場合には労働基準法違反（同法第119条の規定により6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金）となることに留意すること。
- （6）「限度時間を超えて労働させることができる回数」の欄には、限度時間（1箇月45時間（対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者については、42時間））を超えて労働させることができる回数を6回の範囲内で記入すること。
- （7）「限度時間を超えた労働に係る割増賃金率」の欄には、限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金の率を記入すること。なお、当該割増賃金の率は、法定割増賃金率を超える率とするよう努めること。
- （8）「限度時間を超えて労働させる場合における手続」の欄には、協定の締結当事者間の手続として、「協議」、「通告」等具体的な内容を記入すること。
- （9）「限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置」の欄には、以下の番号を「（該当する番号）」に選択して記入した上で、その具体的な内容を「（具体的内容）」に記入すること。
 - ① 労働時間が一定時間を超えた労働者に医師による面接指導を実施すること。
 - ② 労働基準法第37条第4項に規定する時刻の間において労働させる回数を1箇月について一定回数以内とすること。
 - ③ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。
 - ④ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。
 - ⑤ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。

- ⑥ 年次有給休暇についてまとまつた日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。
- ⑦ 心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。
- ⑧ 労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。
- ⑨ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。
- ⑩ その他

- 2 労働基準法第36条第6項第2号及び第3号の要件を遵守する趣旨のチェックボックスについて、「2箇月から6箇月まで」とは、起算日をまたぐケースも含め、連続した2箇月から6箇月までの期間を指すことに留意すること。また、チェックボックスにチェックがない場合には有効な協定とはならないことに留意すること。
- 3 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
- 4 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。
- 5 本様式で記入部分が足りない場合は同一様式を使用すること。この場合、必要のある事項のみ記入することで差し支えない。

（備考）

- 1 労働基準法第38条の4第5項の規定により、労使委員会が設置されている事業場において、本様式を労使委員会の決議として届け出る場合においては、委員の5分の4以上の多数による議決により行われたものである旨、委員会の委員数、委員の氏名を記入した用紙を別途提出することとし、本様式中「協定」とあるのは「労使委員会の決議」と、「協定の当事者である労働組合」とあるのは「委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働組合」と、「協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」とあるのは「委員会の委員の半数について任期を定めて指名した者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」と読み替えるものとする。なお、委員の氏名を記入するに当たっては、任期を定めて指名された委員とその他の委員とで区別することとし、任期を定めて指名された委員の氏名を記入するに当たっては、同条第2項第1号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者に任期を定めて指名された委員の氏名を記入することに留意すること。
- 2 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第7条の規定により、労働時間等設定改善委員会が設置されている事業場において、本様式を労働時間等設定改善委員会の決議として届け出る場合においては、委員の5分の4以上の多数による議決により行われたものである旨、委員会の委員数、委員の氏名を記入した用紙を別途提出することとし、本様式中「協定」とあるのは「労働時間等設定改善委員会の決議」と、「協定の当事者である労働組合」とあるのは「委員会の委員の半数の推薦者である労働組合」と、「協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」とあるのは「委員会の委員の半数の推薦者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」と読み替えるものとする。なお、委員の氏名を記入するに当たっては、推薦に基づき指名された委員とその他の委員とで区別することとし、推薦に基づき指名された委員の氏名を記入するに当たっては、同条第1号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名された委員の氏名を記入することに留意すること。

労働保険番号	□□□□□□□□□□□□□□□□ 都道府県 所掌 管轄 基幹番号 枝番号 被一括事業場番号
法人番号	□□□□□□□□□□□□

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）				協定の有効期間			
				〒 —) （電話番号： — ）							
時間外労働		時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数					
						1日		1箇月		1年	
	① 下記②に該当しない労働者 ② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者					法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる法定休日の数		労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻		
労働基準法第36条第4項で定める時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置			(該当する番号)	(具体的内容)							

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の	職名 氏名
協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（	
上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働	

使用者

労働基準監督署長殿

様式第9号の3（第16条第2項関係）（裏面）

（記載心得）

- 1 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第6項第1号の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。なお、業務の種類を記入するに当たっては、業務の区分を細分化することにより当該業務の範囲を明確にしなければならないことに留意すること。
- 2 「労働者数（満18歳以上の者）」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる労働者の数を記入すること。
- 3 「延長することができる時間数」の欄の記入に当たっては、次のとおりとすること。時間数は労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間（以下「法定労働時間」という。）を超える時間数を記入すること。
 - （1）「1日」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、1日についての延長することができる限度となる時間数を記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。
 - （2）「1箇月」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、「1年」の欄に記入する「起算日」において定める日から1箇月ごとについての延長することができる限度となる時間数を記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。
 - （3）「1年」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、「起算日」において定める日から1年についての延長することができる限度となる時間数を記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。
- 4 ②の欄は、労働基準法第32条の4の規定による労働時間により労働する労働者（対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者に限る。）について記入すること。
- 5 「労働させることができる法定休日の日数」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日（1週1休又は4週4休であることに留意すること。）に労働させることができる日数を記入すること。
- 6 「労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日であつて労働させることができる日の始業及び終業の時刻を記入すること。
- 7 「労働基準法第36条第4項で定める時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置」の欄には、労働基準法第36条第7項の指針の規定により健康及び福祉を確保するための措置を定める場合においては、以下の番号を「(該当する番号)」に選択して記入した上で、その具体的内容を「(具体的内容)」に記入すること。
 - ① 労働時間が一定時間を超えた労働者に医師による面接指導を実施すること。
 - ② 労働基準法第37条第4項に規定する時刻の間において労働させる回数を1箇月について一定回数以内とすること。
 - ③ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。
 - ④ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。
 - ⑤ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。
 - ⑥ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。
 - ⑦ 心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。
 - ⑧ 労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。
 - ⑨ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。
 - ⑩ その他

- 8 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
- 9 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。
- 10 本様式で記入部分が足りない場合は同一様式を使用すること。この場合、必要のある事項のみ記入することで差し支えない。

（備考）

- 1 労働基準法施行規則第24条の2第4項の規定により、労働基準法第38条の2第2項の協定（事業場外で従事する業務の遂行に通常必要とされる時間を協定する場合の当該協定）の内容を本様式に付記して届け出る場合においては、事業場外労働の対象業務については他の業務とは区別し、事業場外労働の対象業務である旨を括弧書きした上で、「所定労働時間」の欄には当該業務の遂行に通常必要とされる時間を括弧書きすること。また、「協定の有効期間」の欄には事業場外労働に関する協定の有効期間を括弧書きすること。
- 2 労働基準法第38条の4第5項の規定により、労使委員会が設置されている事業場において、本様式を労使委員会の決議として届け出る場合においては、委員の5分の4以上の多数による議決により行われたものである旨、委員会の委員数、委員の氏名を記入した用紙を別途提出することとし、本様式中「協定」とあるのは「労使委員会の決議」と、「協定の当事者である労働組合」とあるのは「委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働組合」と、「協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」とあるのは「委員会の委員の半数について任期を定めて指名した者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」と読み替えるものとする。なお、委員の氏名を記入するに当たっては、任期を定めて指名された委員とその他の委員とで区別することとし、任期を定めて指名された委員の氏名を記入するに当たっては、同条第2項第1号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者に任期を定めて指名された委員の氏名を記入することに留意すること。
- 3 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第7条の規定により、労働時間等設定改善委員会が設置されている事業場において、本様式を労働時間等設定改善委員会の決議として届け出る場合においては、委員の5分の4以上の多数による議決により行われたものである旨、委員会の委員数、委員の氏名を記入した用紙を別途提出することとし、本様式中「協定」とあるのは「労働時間等設定改善委員会の決議」と、「協定の当事者である労働組合」とあるのは「委員会の委員の半数の推薦者である労働組合」と、「協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」とあるのは「委員会の委員の半数の推薦者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」と読み替えるものとする。なお、委員の氏名を記入するに当たっては、推薦に基づき指名された委員とその他の委員とで区別することとし、推薦に基づき指名された委員の氏名を記入するに当たっては、同条第1号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名された委員の氏名を記入することに留意すること。

時間外労働に関する協定届
休日労働

様式第9号の4（第70条関係）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）			
	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間	延長することができる時間数		期間
					1日	1日を超える一定の期間（起算日）	
① 下記②に該当しない労働者							
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者							
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日	労働させることができる休日 並びに始業及び終業の時刻		期間

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の
協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ 職名
氏名 ）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 ☐ （チェックボックスに要チェック）

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☐ （チェックボックスに要チェック）
年 月 日

使用者 職名
氏名

労働基準監督署長殿

様式第9号の4（第70条関係）（裏面）

記載心得

- 1 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第6項第1号の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。なお、業務の種類を記入するに当たっては、業務の区分を細分化することにより当該業務の範囲を明確にしなければならないことに留意すること。
- 2 「労働者数（満18歳以上の者）」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる労働者の数について記入すること。
- 3 「延長することができる時間数」の欄の記入に当たっては、次のとおりとすること。
 - （1）「1日」の欄には、労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間（以下「法定労働時間」という。）を超えて延長することができる時間数であつて、1日についての延長することができる限度となる時間数を記入すること。
 - （2）「1日を超える一定の期間（起算日）」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、労働基準法第36条第1項の協定で定められた1日を超え3箇月以内の期間及び1年間についての延長することができる時間の限度に関して、その上欄に当該協定で定められた全ての期間を記入し、当該期間の起算日を括弧書きし、その下欄に、当該期間に応じ、それぞれ当該期間についての延長することができる限度となる時間数を記入すること。
- 4 ②の欄は、労働基準法第32条の4の規定による労働時間により労働する労働者（対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者に限る。）について記入すること。なお、延長することができる時間の上限は①の欄の労働者よりも短い（1箇月42時間、1年320時間）ことに留意すること。
- 5 「労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日（1週1休又は4週4休であることに留意すること。）であつて労働させることができる日並びに当該休日の労働の始業及び終業の時刻を記入すること。
- 6 「期間」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる日の属する期間を記入すること。
- 7 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
- 8 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

様式第9号の5 (第70条関係)

労働基準監督署長殿

様式第9号の5（第70条関係）（裏面）

記載心得

- 1 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、事業場外労働の対象業務については他の業務と区別して記入し、労働基準法第36条第6項第1号の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。なお、業務の種類を記入するに当たっては、業務の区分を細分化することにより当該業務の範囲を明確にしなければならないことに留意すること。
- 2 「労働者数（満18歳以上の者）」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる労働者の数について記入すること。
- 3 「延長することができる時間数」の欄の記入に当たっては、次のとおりとすること。
 - （1） 「1日」の欄には、労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間（以下「法定労働時間」という。）を超えて延長することができる時間数であつて、1日についての延長することができる限度となる時間数を記入すること。
 - （2） 「1日を超える一定の期間（起算日）」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、労働基準法第36条第1項の協定で定められた1日を超えて3箇月以内の期間及び1年間についての延長することができる時間の限度に関して、その上欄に当該協定で定められた全ての期間を記入し、当該期間の起算日を括弧書きし、その下欄に、当該期間に応じ、それぞれ当該期間についての延長することができる限度となる時間数を記入すること。
- 4 ②の欄は、労働基準法第32条の4の規定による労働時間により労働する労働者（対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者に限る。）について記入すること。なお、延長することができる時間の上限は①の欄の労働者よりも短い（1箇月42時間、1年320時間）ことに留意すること。
- 5 「労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日（1週1休又は4週4休であることに留意すること。）であつて労働させることができる日並びに当該休日の労働の始業及び終業の時刻を記入すること。
- 6 「期間」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる日の属する期間を記入し、事業場外労働の対象業務については事業場外労働に関する協定の有効期間を括弧書きすること。
- 7 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
- 8 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

時間外労働に関する労使委員会の決議届
休日労働

様式第9号の6（第70条関係）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）			
	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間	延長することができる時間数		期間
					1日	1日を超える一定の期間（起算日）	
① 下記②に該当しない労働者							
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者							
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻		期間

決議の成立年月日 年 月 日
委員会の委員数（ ）人

委員の氏名							
任期を定めて指名された委員				その他の委員			

決議は、上記委員の5分の4以上の多数による議決により行われたものである。

委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の
職 名
氏 名

委員会の委員の半数について任期を定めて指名した者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（
上記委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。☐（チェックボックスに要チェック）
上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第 41 条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☐（チェックボックスに要チェック）
年 月 日

労働基準監督署長 殿

使用者 職 名
氏 名

記載心得

- 1 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第6項第1号の健康上特に有害な業務について決議をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。なお、業務の種類を記入するに当たっては、業務の区分を細分化することにより当該業務の範囲を明確にしなければならないことに留意すること。
- 2 「労働者数（満18歳以上の者）」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる労働者の数について記入すること。
- 3 「延長することができる時間数」の欄の記入に当たっては、次のとおりとすること。
 - （1） 「1日」の欄には、労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間（以下「法定労働時間」という。）を超えて延長することができる時間数であつて、1日についての延長することができる限度となる時間数を記入すること。
 - （2） 「1日を超える一定の期間（起算日）」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、決議で定められた1日を超え3箇月以内の期間及び1年間についての延長することができる時間の限度に関して、その上欄に当該決議で定められた全ての期間を記入し、当該期間の起算日を括弧書きし、その下欄に、当該期間に応じ、それぞれ当該期間についての延長することができる限度となる時間数を記入すること。
- 4 ②の欄は、労働基準法第32条の4の規定による労働時間により労働する労働者（対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者に限る。）について記入すること。なお、延長することができる時間の上限は①の欄の労働者よりも短い（1箇月42時間、1年320時間）ことに留意すること。
- 5 「労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日（1週1休又は4週4休であることに留意すること。）であつて労働させることができる日並びに当該休日の労働の始業及び終業の時刻を記入すること。
- 6 「期間」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる日の属する期間を記入すること。
- 7 「任期を定めて指名された委員」の欄には、労働基準法第38条の4第2項第1号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者に任期を定めて指名された委員の氏名を記入すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な決議とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。

時間外労働に関する労働時間等設定改善委員会の決議届
休日労働

様式第9号の7（第70条関係）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）			
	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間	延長することができる時間数		期間
					1日	1日を超える一定の期間（起算日）	
① 下記②に該当しない労働者							
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者							
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻		期間

決議の成立年月日 年 月 日

委員会の委員数（ ）人

委員の氏名							
推薦に基づき指名された委員				その他の委員			

決議は、上記委員の5分の4以上の多数による議決により行われたものである。

委員会の委員の半数の推薦者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名氏名

委員会の委員の半数の推薦者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ ）

上記委員会の委員の半数の推薦者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記委員会の委員の半数の推薦者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。☐（チェックボックスに要チェック）

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☐（チェックボックスに要チェック）

年 月 日

労働基準監督署長 殿 使用者 職名氏名

記載心得

- 1 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第6項第1号の健康上特に有害な業務について決議をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。なお、業務の種類を記入するに当たっては、業務の区分を細分化することにより当該業務の範囲を明確にしなければならないことに留意すること。
- 2 「労働者数（満18歳以上の者）」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる労働者の数について記入すること。
- 3 「延長することができる時間数」の欄の記入に当たっては、次のとおりとすること。
 - （1）「1日」の欄には、労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間（以下「法定労働時間」という。）を超えて延長することができる時間数であつて、1日についての延長することができる限度となる時間を記入すること。
 - （2）「1日を超える一定の期間（起算日）」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、決議で定められた1日を超え3箇月以内の期間及び1年間についての延長することができる時間の限度に関して、その上欄に当該決議で定められた全ての期間を記入し、当該期間の起算日を括弧書きし、その下欄に、当該期間に応じ、それぞれ当該期間についての延長することができる限度となる時間数を記入すること。
- 4 ②の欄は、労働基準法第32条の4の規定による労働時間により労働する労働者（対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者に限る。）について記入すること。なお、延長することができる時間の上限は①の欄の労働者よりも短い（1箇月42時間、1年320時間）ことに留意すること。
- 5 「労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日（1週1休又は4週4休であることに留意すること。）であつて労働させることができる日並びに当該休日の労働の始業及び終業の時刻を記入すること。
- 6 「期間」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる日の属する期間を記入すること。
- 7 「推薦に基づき指名された委員」の欄には、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第7条第1号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名された委員の氏名を記入すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法施行規則第1条第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法に規定する推薦等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な決議とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。

断続的な宿直又は日直勤務許可申請書

様式第10号（第23条関係）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地	
宿 直	総員数	1回の宿直員数	宿直勤務の 開始及び終了時刻	一定期間における 1人の宿直回数	1回の宿直手当
	人	人	時 分 から 時 分 まで		円
	就寝設備				
	勤務の態様				
日 直	総員数	1回の日直員数	日直勤務の 開始及び終了時刻	一定期間における 1回の日直回数	1回の日直手当
	人	人	自 時 分 から 至 時 分 まで		円
	勤務の態様				

年 月 日

使用者 職名
氏名

労働基準監督署長 殿

様式第十一号(第二十四条関係)

労働基準監督署長殿

使用者 職 氏

名

年 月 日

				業務の種類		鉱 種
				就業の場所		事業の名称
				一団の員数		事業の所在地
				入坑に要する時間		

集団入坑の場合の時間計算特例許可申請書

様式第12号（第24条の2第3項関係）

事業場外労働に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）		
業務の種類	該当労働者数	1日の所定労働時間	協定で定める時間	協定の有効期間
時間外労働に関する協定の届出年月日				

協定の成立年月日 年 月 日
協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称

又は労働者の過半数を代表する者の
職名
氏名

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法
（

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 ☐ (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第 41 条第 2 号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☐ (チェックボックスに要チェック)

年 月 日

使用者 職名
氏名

労働基準監督署長殿

記載心得

- 1 「時間外労働に関する協定の届出年月日」の欄には、当該事業場における時間外労働に関する協定の届出の年月日（届出をしていない場合はその予定年月日）を記入すること。
- 2 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
- 3 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

専門業務型裁量労働制に関する協定届

事業の種類			事業の名称		事業の所在地（電話番号）		
業務の種類	業務の内容	該当労働者数	1日の所定労働時間	協定で定める労働時間	労働者の健康及び福祉を確保するために講ずる措置 （労働者の労働時間の状況の把握方法）	労働者からの苦情の処理に関して講ずる措置	協定の有効期間
					()		
					()		
					()		
					()		
					()		
時間外労働に関する協定の届出年月日							

協定の成立年月日	年	月	日
----------	---	---	---

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名氏名

協定の当事者（労働者の過半数の代表する者の場合）の選出方法（ ）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 ☐ (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第 41 条第 2 号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。□

(チェックボックスに要チェック)

年 月 日

職名
氏名

使用者

労働基準監督署長殿

記載心得

- 1 「業務の内容」の欄には、業務の性質上当該業務の遂行の方法を大幅に当該業務に従事する労働者の裁量にゆだねる必要がある旨を具体的に記入すること。
- 2 「労働者の健康及び福祉を確保するために講ずる措置（労働者の労働時間の状況の把握方法）」の欄には、労働基準法第 38 条の 3 第 1 項第 4 号に規定する措置の内容を具体的に記入するとともに、同号の労働時間の状況の把握方法を具体的に（ ）内に記入すること。
- 3 「労働者からの苦情の処理に関して講ずる措置」の欄には、労働基準法第 38 条の 3 第 1 項第 5 号に規定する措置の内容を具体的に記入すること。
- 4 「時間外労働に関する協定の届出年月日」の欄には、当該事業場における時間外労働に関する協定の届出の年月日（届出をしていない場合はその予定年月日）を記入すること。ただし、協定で定める時間が労働基準法第 32 条又は第 40 条の労働時間を超えない場合には記入を要しないこと。
- 5 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第 6 条の 2 第 1 項の規定により、労働基準法第 41 条第 2 号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
- 6 本様式をもって協定する場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明かとなるような方法により締結するよう留意すること。

企画業務型裁量労働制に関する決議届

事 業 の 種 類	事 業 の 名 称	事 業 の 所 在 地（電話番号）		常時使用する労働者数
業 務 の 種 類		労 働 者 の 範 囲（職務経験年数、職能資格等）	労働者数	決議で定める労働時間
労働者の健康及び福祉を確保するために講ずる措置 （労働者の労働時間の状況の把握方法）		（ ）		
労働者からの苦情の処理に関して講ずる措置				
労働者の同意を得なければならないこと及び同意をしなかった労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないことについての決議の有無				有 ・ 無
労働者ごとの、労働時間の状況並びに当該労働者の健康及び福祉を確保するための措置として講じた措置、労働者からの苦情の処理に関する措置として講じた措置並びに労働者の同意に関する記録を保存することについての決議の有無				有 ・ 無

決議の成立年月日 年 月 日 決議の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

委員会の委員数	運 営 規 程	規程の有無	委員会の同意の有無	運 営 規 程 に 含 ま れ て い る 事 項
		有 ・ 無	有 ・ 無	開催に関する事項・議長の選出に関する事項・決議の方法に関する事項・定足数に関する事項 委員会への情報開示に関する事項
任 期 を 定 め て 指 名 さ れ た 委 員				そ の 他 の 委 員
氏 名		任 期		氏 名

決議は、上記委員の5分の4以上の多数による議決により行われたものである。
委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の
委員会の委員の半数について任期を定めて指名した者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（職名
氏名）
上記委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。☐（チェックボックスに要チェック）
上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第 41 条第 2 号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☐（チェックボックスに要チェック）
年 月 日 使用者 職名
氏名

労働基準監督署長殿

記載心得

- 「業務の種類」の欄には、労働基準法第 38 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する業務として決議した業務を具体的に記入すること。
- 「労働者の範囲（職務経験年数、職能資格等）」の欄には、労働基準法第 38 条の 4 第 1 項第 2 号に規定する労働者の範囲について、必要とされる職務経験年数、職能資格等を具体的に記入すること。
- 「決議で定める労働時間」の欄には、労働基準法第 38 条の 4 第 1 項第 3 号に規定する対象労働者の労働時間として算定される時間を記入すること。
- 「労働者の健康及び福祉を確保するために講ずる措置（労働者の労働時間の状況の把握方法）」の欄には、労働基準法第 38 条の 4 第 1 項第 4 号に規定する措置の内容を具体的に記入するとともに、同号の労働時間の状況の把握方法を具体的に（ ）内に記入すること。
- 「労働者からの苦情の処理に関して講ずる措置」の欄には、労働基準法第 38 条の 4 第 1 項第 5 号に規定する措置の内容を具体的に記入すること。
- 「任期を定めて指名された委員」の欄には、労働基準法第 38 条の 4 第 2 項第 1 号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者に任期を定めて指名された委員の氏名を記入すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第 6 条の 2 第 1 項の規定により、労働基準法第 41 条第 2 号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な決議とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
- 「運営規程に含まれている事項」の欄は、該当する事項を○で囲むこと。

企画業務型裁量労働制に関する報告

報告期間	年	月から	年	月まで
------	---	-----	---	-----

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）	
業務の種類	労働者の範囲	労働者数	労働者の労働時間の状況 （労働時間の把握方法）	労働者の健康及び福祉を確保する措置の実施状況	
			（ ）		
			（ ）		
			（ ）		
			（ ）		
			（ ）		

年 月 日

職名
氏名

労働基準監督署長 殿

記載心得

- 1 「業務の種類」の欄には、労働基準法第 38 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する業務として決議した業務を具体的に記入すること。
- 2 「労働者の範囲」及び「労働者数」の欄には、労働基準法第 38 条の 4 第 1 項第 2 号に規定する労働者として決議した労働者の範囲及びその数を記入すること。
- 3 「労働者の労働時間の状況」の欄には、労働基準法第 38 条の 4 第 1 項第 4 号に規定する労働時間の状況として把握した時間のうち、平均的なもの及び最長のものの状況を具体的に記入すること。また、労働時間の状況を実際に把握した方法を具体的に（ ）内に記入すること。
- 4 「労働者の健康及び福祉を確保するための措置の実施状況」の欄には、労働基準法第 38 条の 4 第 1 項第 4 号に規定する措置として講じた措置の実施状況を具体的に記入すること。

休憩自由利用除外許可申請書

様式第 13 号の 5（第 33 条関係）

施 設 の 種 類		施 設 の 名 称		施 設 の 所 在 地	
児童と起居を ともにする者	職名		員数		児童数
			人		人
勤務 の 態 様					

年 月 日

職 名
使用者 氏 名

労働基準監督署長 殿

監 視
に従事する者に対する適用除外許可申請書
断続的労働

様式第14号（第34条関係）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地
	業務の種類		員数	労働の態様
監 視			人	
断続的労働			人	

年 月 日

労働基準監督署長 殿

職名
使用者
氏名

労働保険番号	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ 都道府県 所掌 管轄 基幹番号 枝番号 被一括事業場番号
法人番号	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）		常時使用する労働者数	決議の有効期間	
				(〒 —)				
				(電話番号: — —)			再決議しない限り更新されない旨の決議の有無	有・無
業務の種類及びその分類		労働者の範囲		労働者数	支払われると見込まれる賃金の額	同意を得る方法	同意を得るに当たっては、①法第4章の規定が適用されない旨、②同意の対象となる期間及び③支払われると見込まれる賃金の額を明示すること。 ☐ (チェックボックスに要チェック)	
()								
()								
()								
()								
労働者の健康管理時間の把握方法	事業場内にいた時間（決議において除くこととした労働時間以外の時間）			()				
	事業場外において労働した時間（自己申告によることとした場合のやむを得ない理由）			()				
1年間を通じ104日以上、かつ、4週間を通じ4日以上以上の休日を当該決議及び就業規則その他これに準ずるもので定めるところにより使用者が与えることについての決議の有無								有・無
選択的措置の種類及びその具体的内容		()						
労働者の健康及び福祉を確保するための措置の種類及びその具体的内容		()						
同意の撤回に関する手続								
労働者からの苦情の処理について講ずる措置								
労働者の同意を得なければならないこと及び同意をしなかつた労働者（同意を撤回した労働者を含む。）に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないことについての決議の有無								有・無
委員会の開催頻度及び開催時期			労働者の健康管理等を行うのに必要な知識を有する医師の選任（常時50人未満の労働者を使用する事業場に限る。）					有・無
同意及びその撤回、合意に基づき定められた職務の内容、支払われると見込まれる賃金の額、健康管理時間の状況、休日を確保する措置の実施状況、選択的措置の実施状況、労働者の健康及び福祉を確保するための措置の実施状況並びに労働者からの苦情の処理について講ずる措置の実施状況に関する労働者ごとの記録並びに医師の選任（常時50人未満の労働者を使用する事業場に限る。）に関する記録を決議の有効期間中及び当該有効期間の満了後3年間保存することについての決議の有無								

決議の成立年月日		年	月	日
委員会の委員数	運営規程	規程の有無	委員会の同意の有無	運営規程に含まれている事項
		有・無	有・無	開催に関する事項・議長の選出に関する事項・決議の方法に関する事項・定足数に関する事項・委員会への情報開示に関する事項
任期を定めて指名された委員				その他の委員
氏名		任期		氏名

決議は、上記委員の5分の4以上の多数により行われたものである。

委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の 委員会の委員の半数について任期を定めて指名した者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（	職名 氏名

上記委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。 ☐ (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第 41 条第 2 号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による
 手続により選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☐ (チェックボックスに要チェック)

年 月 日 署名

職名
氏名

労働基準監督署長殿

記載心得

- 1 「業務の種類及びその分類」の欄には、労働基準法第 41 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する業務として決議した業務を具体的に記入するとともに、労働基準法施行規則第 34 条の 2 第 3 項各号に掲げる対象業務のうちいずれに該当するものかを以下の番号から選択して（ ）内に記入すること。
 - ① 金融工学等の知識を用いて行う金融商品の開発の業務
 - ② 資産運用（指図を含む。以下この②において同じ。）の業務又は有価証券の売買その他の取引の業務のうち、投資判断に基づく資産運用の業務、投資判断に基づく資産運用として行う有価証券の売買その他の取引の業務又は投資判断に基づき自己の計算において行う有価証券の売買その他の取引の業務
 - ③ 有価証券市場における相場等の動向又は有価証券の価値等の分析、評価又はこれに基づく投資に関する助言の業務
 - ④ 顧客の事業の運営に関する重要な事項についての調査又は分析及びこれに基づく当該事項に関する考案又は助言の業務
 - ⑤ 新たな技術、商品又は役務の研究開発の業務
- 2 「労働者の範囲」の欄には、当該事業場における対象労働者の範囲を具体的に記入すること。なお、労働基準法第 41 条の 2 第 1 項第 2 号イ及びロに該当しなければならないこと。また、職位等により限定する場合には当該職位等を具体的に記入すること。
- 3 「支払われると見込まれる賃金の額」の欄には、同意の対象となる期間中に労働契約により、使用者から支払われることが確実に見込まれる賃金の額を 1 年間当たりの賃金の額に換算した額を記入すること。また、同一の業務の種類及びその分類において労働者が複数いる場合は、当該労働者のうち、記入すべき額が最も低い者の額を記入すること。
- 4 「同意を得る方法」の欄には、労働者本人の同意を得る時期、方法等を具体的に記入すること。なお、労働基準法施行規則第 34 条の 2 第 2 項に規定する方法に該当しなければならないこと。
- 5 労働基準法施行規則第 34 条の 2 第 2 項の要件を遵守する趣旨のチェックボックスは、同意を得るに当たって、①労働基準法第 4 章の規定が適用されない旨、②同意の対象となる期間及び③適用される期間における支払われると見込まれる賃金の額を明示することを確認するものであること。
- 6 「労働者の健康管理時間の把握方法」の欄の記入に当たっては、次のとおりとすること。
 - (1)「事業場内にいた時間」の欄には、事業場内にいた時間の把握方法を具体的に記入すること。なお、労働基準法施行規則第 34 条の 2 第 8 項本文に規定する方法に該当しなければならないこと。また、委員会において事業場内にいた時間から労働時間以外の時間を除くことを決議したときは、当該決議において除くこととした労働時間以外の時間の内容や性質を具体的に（ ）内に記入すること。なお、決議において除くこととした労働時間以外の時間について、手待ち時間を含めることや一定時間数を一律に除くことは認められないこと。
 - (2)「事業場外において労働した時間」の欄には、事業場外において労働した時間の把握方法を具体的に記入すること。なお、労働基準法施行規則第 34 条の 2 第 8 項に規定する方法に該当しなければならないこと。また、やむを得ない理由により当該時間を自己申告により把握する場合には、やむを得ない理由を具体的に（ ）内に記入すること。
- 7 「選択的措置の種類及びその具体的内容」の欄には、労働基準法第 41 条の 2 第 1 項第 5 号に規定する措置について、以下の番号から選択して記入した上で、その具体的内容を（ ）内に記入すること。
 - ① 労働者ごとに始業から 24 時間を経過するまでに 11 時間以上の継続した休息時間を確保し、かつ、労働基準法第 37 条第 4 項に規定する時刻の間において労働させる回数を 1 箇月について 4 回以内とすること。

- ② 1 週間当たりの健康管理時間が 40 時間を超えた場合におけるその超えた時間について、1 箇月 100 時間又は 3 箇月 240 時間を超えない範囲内とすること。
 - ③ 1 年に 1 回以上の継続した 2 週間（労働者が請求した場合においては、1 年に 2 回以上の継続した 1 週間）について、休日を与えること。
 - ④ 1 週間当たりの健康管理時間が 40 時間を超えた場合におけるその超えた時間が 1 箇月当たり 80 時間を超えた場合又は労働者からの申出があつた場合に健康診断を実施すること。
- 8 「労働者の健康及び福祉を確保するための措置の種類及びその具体的内容」の欄には、労働基準法第 41 条の 2 第 1 項第 6 号に規定する措置について、以下の番号から選択して記入した上で、その具体的内容を（ ）内に記入すること。
 - ① 労働基準法第 41 条の 2 第 1 項第 5 号イからニまでに掲げるいずれかの措置であつて、同項の決議及び就業規則その他これに準ずるもので定めるところにより使用者が講ずることとした措置以外のもの
 - ② 健康管理時間が一定時間を超える対象労働者に対し、医師による面接指導を行うこと。
 - ③ 対象労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。
 - ④ 対象労働者の心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。
 - ⑤ 対象労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。
 - ⑥ 産業医等による助言若しくは指導を受け、又は対象労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。
 - 9 「同意の撤回に関する手続」の欄には、撤回の申出先となる部署及び担当者、撤回の申出の方法等を具体的に記入すること。
 - 10 「労働者からの苦情の処理について講ずる措置」の欄には、苦情の申出先となる部署及び担当者、取り扱う苦情の範囲、処理の手順、方法等を具体的に記入すること。
 - 11 「委員会の開催頻度及び開催時期」の欄には、労働基準法第 41 条の 2 第 1 項に規定する委員会の開催頻度及び開催時期を具体的に記入すること。なお、労働基準法第 41 条の 2 第 2 項の規定による報告の内容に関し委員会において調査審議し、必要に応じて決議を見直す観点から、少なくとも 6 箇月に 1 回、当該報告を行う時期に開催しなければならないこと。
 - 12 「労働者の健康管理等を行うのに必要な知識を有する医師の選任」は、常時 50 人未満の労働者を使用する事業場においては、必ず選任しなければならないこと。
 - 13 「任期を定めて指名された委員」の欄には、労働基準法第 41 条の 2 第 3 項において準用する同法第 38 条の 4 第 2 項第 1 号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者に任期を定めて指名された委員の氏名を記入すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第 6 条の 2 第 1 項の規定により、労働基準法第 41 条第 2 号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な決議とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
 - 14 「運営規程に含まれている事項」の欄は、該当する事項を○で囲むこと。

報告期間	年 月から 年 月まで
------	-------------

事業の種類	事業の名称		事業の所在地（電話番号）			常時使用する労働者数 （制度の適用労働者数）	
			(〒 -) (電話番号： - -)			()	
業務の種類及びその分類	労働者の範囲	同意した労働者数 （同意を撤回した労働者数）	労働者の健康管理時間の状況 （健康管理時間の把握方法）		労働者の休日の取得状況	選択的措置の実施状況	労働者の健康及び福祉を確保 するための措置の実施状況
()			最長の者	平均		()	()
		()	() 決議した時間を除いた場合□	4週間を通じ4日以上 の休日の確保 □			
()			最長の者	平均		()	()
		()	() 決議した時間を除いた場合□	4週間を通じ4日以上 の休日の確保 □			
()			最長の者	平均		()	()
		()	() 決議した時間を除いた場合□	4週間を通じ4日以上 の休日の確保 □			
()			最長の者	平均		()	()
		()	() 決議した時間を除いた場合□	4週間を通じ4日以上 の休日の確保 □			

職名
氏名

使用者

労働基準監督署長殿

記載心得

- 1 「業務の種類及びその分類」の欄には、労働基準法第 41 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する業務として決議した業務を具体的に記入するとともに、労働基準法施行規則第 34 条の 2 第 3 項各号に掲げる対象業務のうちいずれに該当するものかを以下の番号から選択して（ ）内に記入すること。
 - ① 金融工学等の知識を用いて行う金融商品の開発の業務
 - ② 資産運用（指図を含む。以下この②において同じ。）の業務又は有価証券の売買その他の取引の業務のうち、投資判断に基づく資産運用の業務、投資判断に基づく資産運用として行う有価証券の売買その他の取引の業務又は投資判断に基づき自己の計算において行う有価証券の売買その他の取引の業務
 - ③ 有価証券市場における相場等の動向又は有価証券の価値等の分析、評価又はこれに基づく投資に関する助言の業務
 - ④ 顧客の事業の運営に関する重要な事項についての調査又は分析及びこれに基づく当該事項に関する考案又は助言の業務
 - ⑤ 新たな技術、商品又は役務の研究開発の業務
- 2 「労働者の範囲」の欄には、労働基準法第 41 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する労働者として決議した労働者の範囲を記入すること。また、「同意した労働者数（同意を撤回した労働者数）」の欄には、当該報告期間中に労働基準法第 41 条の 2 第 1 項の同意をした労働者数及び当該同意を撤回した労働者数を業務の種類ごとに記入すること。
- 3 「労働者の健康管理時間の状況（健康管理時間の把握方法）」の欄には、労働基準法第 41 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する健康管理時間として把握した時間のうち、当該報告期間中に対象業務に従事した労働者の中で 1 箇月当たりの健康管理時間数が最長であつた者の当該 1 箇月当たりの健康管理時間数及び当該報告期間中に対象業務に従事した労働者全員の 1 箇月当たりの健康管理時間数の平均値を業務の種類ごとに具体的に記入すること。なお、時間数については、小数点第二位を四捨五入して記入すること。また、健康管理時間を実際に把握した方法を具体的に（ ）内に記入するとともに、チェックボックスは、事業場内にいた時間から決議で定める労働時間以外の時間を除いた場合にチェックすること。
- 4 「労働者の休日の取得状況」の欄には、対象労働者の休日の取得状況について、当該報告期間中に対象業務に従事した期間が最も長い者の当該従事した期間及び休日の取得日数を記入すること。なお、当該最も長い者が複数いる場合はそれらの者のうち休日の取得日数が最も少ない者の取得日数を記入すること。

また、チェックボックスは、当該報告期間中に対象業務に従事した労働者全員が 4 週間を通じ 4 日以上の休日を取得した場合にチェックすること。

- 5 「選択的措置の実施状況」の欄には、労働基準法第 41 条の 2 第 1 項第 5 号に規定する措置として講じた措置について、以下の番号から選択して記入した上で、その実施状況を具体的に（ ）内に記入すること。
 - ① 労働者ごとに始業から 24 時間を経過するまでに 11 時間以上の継続した休息時間を確保し、かつ、労働基準法第 37 条第 4 項に規定する時刻の間において労働させる回数を 1 箇月について 4 回以内とすること。
 - ② 1 週間当たりの健康管理時間が 40 時間を超えた場合におけるその超えた時間について、1 箇月 100 時間又は 3 箇月 240 時間を超えない範囲内とすること。
 - ③ 1 年に 1 回以上の継続した 2 週間（労働者が請求した場合においては、1 年に 2 回以上の継続した 1 週間）について、休日を与えること。
 - ④ 1 週間当たりの健康管理時間が 40 時間を超えた場合におけるその超えた時間が 1 箇月当たり 80 時間を超えた場合又は労働者からの申出があつた場合に健康診断を実施すること。
- 6 「労働者の健康及び福祉を確保するための措置の実施状況」の欄には、労働基準法第 41 条の 2 第 1 項第 6 号に規定する措置として講じた措置について、以下の番号から選択して記入した上で、その実施状況を具体的に（ ）内に記入すること。
 - ① 労働基準法第 41 条の 2 第 1 項第 5 号イからニまでに掲げるいずれかの措置であつて、同項の決議及び就業規則その他これに準ずるもので定めるところにより使用者が講ずることとした措置以外のもの
 - ② 健康管理時間が一定時間を超える対象労働者に対し、医師による面接指導を行うこと。
 - ③ 対象労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。
 - ④ 対象労働者の心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。
 - ⑤ 対象労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。
 - ⑥ 産業医等による助言若しくは指導を受け、又は対象労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。

職業訓練に関する特例許可申請書

※職業訓練の認定年月日及び認定番号

事業の種類	事業の名称				事業の所在地				事業の全労働者数				
訓練課程及び訓練科別許可対象労働者数及び契約期間				訓練課程及び訓練科				訓練生数				契約期間	
職業訓練形態	所属団体名				所属団体所在地								
別表第一に定める訓練生を就かせる危険有害業務及び坑内労働の範囲中就業を予定する業務、使用者が講ずる措置及び終業場所				訓練課程及び訓練科				就業予定業務				使用者が講ずる措置	就業場所
年次有給休暇の日数													

年 月 日

使用者 職 氏 名

労働局長殿

備考

職業能力開発促進法第二十四条第一項の認定を受けて、その構成員である事業主に雇用される者に対して職業訓練を行う団体（以下「共同訓練団体」という。）においては、当該団体の構成員に掛かる申請書の提出は、一括して行うこと。

記載心得

- 一 訓練整数の欄には、各訓練年度を通じた訓練生の概数について記載すること。
- 二 職業訓練形態の欄には、共同職業訓練、単独職業訓練の別を記載すること。
- 三 所属団体名の欄には、共同職業訓練の場合においてその所属する共同職業訓練団体名を記載すること。
- 四 就業場所の欄には、当該業務に就かせる場所について当該事業場、共同職業訓練場所の別を記載すること。
- 五 年次有給休暇の日数の項には、未成年者である訓練生に関するものを記載すること。
- 六 ※印の欄は、本件許可申請を職業能力開発促進法第二十四条第一項の認定の申請と同時にを行う場合には、記載する必要がないこと。

様式第十五号(第四十一条関係)

労働基準監督署長殿

年 月 日

使用者 職 氏

名

傷病発生の原因及び労働者の重大な過失と認められる理由		労働者の氏名		事業の種類
		年齢		事業の名称
		性別		
			負傷疾病の別	
		傷病の部位及び症状		

業務傷病に関する重大過失認定申請書

適用事業報告

事業の種類			事業の名称				事業の所在地(電話番号)			
							電話 () 番			
労働者数	種別		満 1 8 歳 以 上		満15歳以上満18歳未満		満 1 5 歳 未 満		計	
	通勤	男		()		()		()		()
		女		()		()		()		()
		計		()		()		()		()
	寄宿	男		()		()		()		()
		女		()		()		()		()
		計		()		()		()		()
	総計			()		()		()		()
備考		適用年月日 年 月 日								

年 月 日

職 名
使用者 氏 名

労働基準監督署長 殿
記載心得

- 1 坑内労働者を使用する場合は、労働者数の欄にその数を括弧して内書すること。
- 2 備考の欄には適用年月日を記入すること。

80201

預 金 管 理 状 況 報 告

(9: 令和 元号 年 年度分)

ページ 総ページ
 /

受 付 印

労働保険番号		府県 所管 管轄 基幹番号 枝番号 被一括事業場番号										事業の名称														
事業の種類		当該年度末の労働者数 人										事業の所在地														
貯蓄金管理協定届出年月日		年 月 日										区 分		・本社 ¹ ・本社一括管理の 支社、支店等 ² ・支社、支店等であ って独自に管理 ³		職員記入欄 ※記入不要		事業場の業種		企業の業種						
預金の種類		預 金 の 状 況 (1:普通預金 3:定期預金 5:住宅積立預金 7:その他の積立預金 9:その他の預金)																								
項 目		()					()					()					合 計									
貯蓄金管理協定に定められた預金の利率		割 分 厘 毛					割 分 厘 毛					割 分 厘 毛														
預 金 額	当該年度当初の預金額(a)	十億 百万 千円					十億 百万 千円					十億 百万 千円					十億 百万 千円									
	当該年度中の預金受入額(b)	十億 百万 千円					十億 百万 千円					十億 百万 千円					十億 百万 千円									
	当該年度中の預金払戻額(c)	十億 百万 千円					十億 百万 千円					十億 百万 千円					十億 百万 千円									
	当該年度末の預金額(a+b-c)	十億 百万 千円					十億 百万 千円					十億 百万 千円					十億 百万 千円									
預 金 者 数	当該年度当初の預金者数	人					人					人					人									
	当該年度末の預金者数	人					人					人					人									
当該年度中の預金の保全の状況		保証契約の締結 保証人 保証の範囲					信託契約の締結 受託者 信託財産の内容 価 額					質権の設定 質権の目的物 価 額					抵当権の設定 抵当権の対象物 範 囲 順 位					保全委員会方式 ・保全委員会の開催状況 ・併せ講じている措置 貯蓄金管理勘定 支払準備金制度 支払準備金の内容				
保全措置不要の特 殊法人等																										

年 月 日

使用者職氏名

労働基準監督署長殿

- 1 □□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学的文字・イメージ読取装置（OCR）で直接読み取りを行うので、汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記入すべき事項のない欄及び記入枠は空欄のままとすること。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明りょうに記入すること。
- 4 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 5 「当該年度末の労働者数」の欄には、事業場の本年 3 月 31 日現在の労働者数を記入枠に右に詰めて記入すること。
- 6 「区分」の欄には、本報告の対象事業場が本社である場合「1」を記入すること。
本報告の対象事業場が支社、支店等であつて、社内預金の管理を本社で一括管理している場合の支社、支店等である場合「2」を記入すること。
本報告の対象事業場が支社、支店等であつて、社内預金の管理を支社、支店等において独自で行っている場合「3」を記入すること。
- 7 「預金の状況」のうち「預金の種類」の欄には、預金の種類別（普通預金、住宅積立預金等の別をいう。）に該当番号及び（）内に預金の種類を記入すること。
- 8 「貯蓄金管理協定に定められた預金の利率」の欄には、その利率を年利で右に詰めて記入すること。この場合において、毛未満の端数が生じたときは、四捨五入すること。

- 9 「当該年度当初の預金額（a）」の欄には、前年 4 月 1 日における預金額を記入すること。
- 10 「当該年度中の預金受入額（b）」及び「当該年度中の預金払戻額（c）」の欄には、それぞれ、前年 4 月 1 日から本年 3 月 31 日までの間における預金受入額の総額及び預金払戻額の総額を記入すること。
- 11 「当該年度末の預金額（a + b - c）」の欄には、本年 3 月 31 日現在の預金額を記入すること。
- 12 「当該年度当初の預金者数」及び「当該年度末の預金者数」の欄には、それぞれ、前年 4 月 1 日における預金者数及び本年 3 月 31 日現在の預金者数を記入枠に右に詰めて記入すること。
- 13 「当該年度中の預金の保全の状況」の欄には、前年 4 月 1 日から本年 3 月 31 日までの間においてとった預金の保全措置について該当する項目の記入枠に縦線を記入し、当該保全措置の詳細を項目ごとに記載すること。なお、所定の欄中に当該事項を記入しきれない場合には、別紙に記載して添付すること。また、保全措置が不要である特殊法人等については、「保全措置不要の特殊法人等」の欄の記入枠に縦線を記入すること。
- 14 預金の種類が 4 種類以上ある場合には、2 枚目を使用すること。この場合に「総ページ」の欄には、報告の総合計枚数を記入し、「ページ」の欄には、総枚数のうち当該用紙が何枚目かを記入すること。なお、2 枚目以降については、「事業の名称」、「事業の所在地」、「事業の種類」、「当該年度末の労働者数」、「貯蓄金管理協定届出年月日」、「区分」、「当該年度中の預金の保全の状況」及び「保全措置不要の特殊法人等」の欄は、記入を要しないこと。

様式第 1 号(第 3 条の 2)

寄 宿 舎 設 置 移 転 届
変 更

事 業 の 種 類				
事 業 の 名 称				
事 業 場 の 所 在 地				
常時使用する労働者数		名		
事業の開始予定期日		事業の終了予定期日		
寄 宿 舎 設 置	寄 宿 舎 設 置 地			
	収容能力及び収容実人員	(収容能力) 名, (収容実人員) 名		
	棟 数	棟		
	構 造			
	延 居 住 面 積	m ²		
	施 設	階 段 の 構 造		
		寝 室		
		食 堂		
		炊 事 場		
		便 所		
		洗面所及び洗たく場		
		浴 場		
		避 難 階 段		
工 事 開 始 予 定 年 月 日		工事終了予定年月日		

年 月 日

使用者 職 氏名

労働基準監督署長 殿

備考

- 1 表題の「設置」, 「移転」及び「変更」のうち該当しない文字をまつ消すること。
- 2 「事業の種類」の欄には, 製造業にあっては, 日本標準産業分類(中分類)により, その他の事業にあっては, なるべく事業の内容を詳細に記入すること。
- 3 「事業の開始予定期日」及び「事業の終了予定期日」の欄には, 事業の完了の時期が予定されるものについてのみ記入すること。
- 4 「構造」の欄には, 鉄筋コンクリート造, 木造等の別を記入すること。
- 5 「階段の構造」の欄には, 踏面, 蹴上, 勾配, 手すりの高さ, 幅等を記入すること。
- 6 「寝室」の欄には, 1人当たりの居住面積, 天井の高さ, 照明並びに採暖設備, 病室等の有無を記入すること。
- 7 「食堂」の欄には, 面積, 1回の食事人員等を記入すること。
- 8 「炊事場」の欄には, 床の構造及び給水施設(上水道, 井戸等)を記入すること。
- 9 「便所」の欄には, 大便所及び小便所の男女別の数並びに構造の大要(水洗式, くみ取り式等)を記入すること。
- 10 「洗面所及び洗たく場」の欄には, 各設備の設置箇所及び設置数を記入すること。
- 11 「浴場」の欄には, 設置箇所及び加温方式を記入すること。
- 12 「避難階段」の欄には, 避難階段及び避難はしご等の避難のための設備の設置箇所及び設置数を記入すること。
- 13 「消火設備」の欄には, 消火設備の設置箇所及び設置数を記入すること。

様式第三号(第三十六条関係)

事業附属寄宿舍規程第三十六条による適用特例許可申請書

事業の種類	事業の名称	事業の所在地	
寄宿労働者数	男	女	計
	人	人	人
特例を必要とする 具体的事由			
特例を必要とする 期間	年 月 日から 年 月 日まで		

年 月 日

使用者 職 名
氏 名

労働基準監督署長殿

記載心得

一 事業の種類は、別表第一第六号又は第七号のいずれかに該当する場合においては、そのいずれに該当するかを明記すること。

二 特例を必要とする期間を予定することができない場合においては、その事由を特例を必要とする具体的事由の欄に併記し、特例を必要とする期間の欄は、記載することを要しない。

様式第四号

事業附属寄宿舎規程第二章適用除外許可申請書

事業の種類	事業の名称	事業の所在地				
事業の種類は工業にあつては、工業分類（中分類）により、その他の事業にあつては、なるべく詳細に事業の内容を記入すること。						
労働基準監督署長殿 使用者 職 氏 名						
年 月 日						
従来適用を受けていた法規の種類	除外を必要とする期間	除外を必要とする具体的事由				
	自 年 月 日 至 年 月 日		総数	女性	男性	
						満十八歳以上
						満十五歳以上 満十八歳未満
						第十五歳未満
						総計

様式第1号（第1条関係）

使用許可申請書

事業の種類		事業の名称		事業の所在地	
児童の氏名		性別	生年月日	住所	
		男・女	年 月 日		
児童の就く業務内容			労働時間		
			()		

年 月 日

職名
使用者 氏名

労働基準監督署長 殿

記載心得 労働時間の欄は修学時間を（ ）内に記入すること。

交替制による深夜業時間延長許可申請書

様式第 3 号（第 5 条関係）

事 業 の 種 類	事 業 の 名 称		事 業 の 所 在 地			
交替制の概要						
業務の種類	交替の種類 及 び 周 期	各交替番の始業 及び終業の時刻		各交替番の員数		
労働者総数	①のうち交替制業務の労働者数		②のうちの満 1 8 歳未満の労働者数			
①	②	男		女		
交替制を必要とする理由						

年 月 日

職 名
使用者
氏 名

労働基準監督署長 殿

様式第四号(第十条関係)

労働基準監督署長殿	年 月 日			労働者氏名	事業の種類	
				性別	事業の名称	
				年齢		
	使用者 職氏				帰郷旅費の支給を除外し ようとする理由	事業の所在地
名						

様式(第5条の2)

寄 宿 舎 設 置
移 転 届
変 更

事業の種類				
事業の名称				
事業場の所在地				
常時使用する労働者数		名		
事業の開始予定年月日		事業の終了予定期日		
寄 宿 舎 設 置	寄 宿 舎 の 設 置 地			
	収容能力及び収容実人員		(収容能力) 名, (収容実人員) 名	
	棟数	棟		
	構造			
	延 居 住 面 積		m ²	
	施 設	階段の構造		
		寝室		
		食堂		
		炊事場		
		便所		
		洗面所及び洗たく場		
		浴場		
		避難階段等		
		警報設備		
消火設備				
工事開始予定年月日		工事終了予定年月日		

年 月 日

使用者 職 氏名

.....労働基準監督署長 殿

備考

- 1 表題の「設置」, 「移転」及び「変更」のうち該当しない文字をまつ消すること。
- 2 「事業の種類」の欄には, なるべく事業の内容を詳細に記入すること。
- 3 「構造」の欄には, 鉄筋コンクリート造, 木造等の別を記入すること。
- 4 「階段の構造」の欄には, 踏面, けあげ, こう配, 手すりの高さ, 幅等を記入すること。
- 5 「寝室」の欄には, 1人当たりの居住面積, 天井の高さ, 照明並びに採暖及び冷房等の設備について記入すること。
- 6 「食堂」の欄には, 面積, 1回の食事人員等を記入すること。
- 7 「炊事場」の欄には, 床の構造及び給水施設(上水道, 井戸等)を記入すること。
- 8 「便所」の欄には, 大便所及び小便所の男女別の数並びに構造の概要(水洗式, くみ取り式等)を記入すること。
- 9 「洗面所及び洗たく場」の欄には, 各設備の設置箇所及び設置数を記入すること。
- 10 「浴場」の欄には, 設置箇所及び加温方式を記入すること。
- 11 「避難階段」の欄には, 避難階段及び避難はしご等の避難のための設備の設置箇所及び設置数を記入すること。
- 12 「警報設備」の欄には, 警報設備の設置箇所及び設置数を記入すること。
- 13 「消火設備」の欄には, 消火設備の設置箇所及び設置数を記入すること。

様式第 1 号（第 4 条関係）

精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者の最低賃金の減額の特例許可申請書						
事業の種類		事業場の名称			事業場の所在地	
減額の特例許可を受けようとする労働者	氏名	性別	生年月日		減額の特例許可を受けようとする最低賃金	件名
精神又は身体の障害の態様					支払おうとする賃金	最低賃金額 円
従事させようとする業務の種類						金額 円以上
労働の態様						減額率 %
減額の特例許可を必要とする理由等						理由
令和 年 月 日						
都道府県労働局長 殿			職 使用者 氏 名			

注意

- 1 「精神又は身体の障害の態様」欄には、精神又は身体の障害の程度を記入すること。
- 2 「従事させようとする業務の種類」欄には、減額の特例許可があつた場合に、当該労働者に従事させようとする業務の種類を具体的に記入すること。
- 3 「労働の態様」欄には、始業終業の時刻、作業の内容、作業量等を詳細に記入すること。
- 4 「減額の特例許可を必要とする理由等」欄には、減額の特例許可を必要とする理由その他参考となる事項を記入すること。
- 5 「減額の特例許可を受けようとする最低賃金」欄には、許可を受けようとする全ての最低賃金の件名及び金額を記入すること（地域別最低賃金及び特定最低賃金の双方であれば、それぞれの件名及び金額を連記すること。）。
- 6 「支払おうとする賃金」欄の「金額」欄には、法第 4 条第 3 項各号に規定する賃金を除外した最低賃金の対象となる賃金を記入すること。また、「理由」欄には、使用者において当該減額率を定めた理由の概要を記入すること。

様式第2号（第4条関係）

試の使用期間中の者の最低賃金の減額の特例許可申請書（ ）					
事業の種類		事業場の名称		事業場の所在地	
減額の特例許可を受けようとする労働者			減額の特例許可を受けようとする最低賃金	件 名	
減額の特例許可を受けようとする試の使用期間				最低賃金額	円
従事させようとする業務の種類				金 額	円以上
労働の態様			支払おうとする賃金	減 額 率	%
減額の特例許可を必要とする理由等				理 由	
令和 年 月 日 都道府県労働局長 殿 使用者 職 氏 名					

注意

- 1 表題の（ ）内には、個人別に許可を受けようとする場合は「個人」と、包括的に許可を受けようとする場合は「包括」と記入すること。
- 2 「減額の特例許可を受けようとする労働者」欄には、個人別に許可を受けようとする場合は当該労働者の氏名、性別及び生年月日を、包括的に許可を受けようとする場合は当該労働者の数を記入するとともに、当該労働者全ての氏名、性別及び生年月日を記載した名簿を添付すること。
- 3 「従事させようとする業務の種類」欄には、減額の特例許可があつた場合に、当該労働者に従事させようとする業務の種類を具体的に記入すること。
- 4 「労働の態様」欄には、始業終業の時刻、作業の内容、作業量等を詳細に記入すること。
- 5 「減額の特例許可を必要とする理由等」欄には、減額の特例許可を必要とする理由その他参考となる事項を記入すること。
- 6 「減額の特例許可を受けようとする最低賃金」欄には、許可を受けようとする全ての最低賃金の件名及び金額を記入すること（地域別最低賃金及び特定最低賃金の双方であれば、それぞれの件名及び金額を連記すること。）。
- 7 「支払おうとする賃金」欄の「金額」欄には、法第4条第3項各号に規定する賃金を除外した最低賃金の対象となる賃金を記入すること。また、「理由」欄には、使用者において当該減額率を定めた理由の概要を記入すること。

様式第3号(第4条関係)

基礎的な技能及び知識を習得させるための職業訓練を受ける者の最低賃金の減額の特例許可申請書()						
事業の種類		事業場の名称			事業場の所在地	
減額の特例許可を受けようとする労働者					減額の特例許可を必要とする理由等	
減額の特例許可を受けようとする訓練期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日					
受けさせようとする職業訓練	訓練科	訓練期間	訓練生の概数	認定年月日	減額の特例許可を受けようとする最低賃金	件 名
			人			最低賃金額
	訓練団体の名称及び主たる事務所の所在地					円
職業訓練時間数と所定労働時間数	1日当たりの職業訓練時間数	時間 分			支払おうとする賃金	金 額
	1日当たりの所定労働時間数	時間 分				円以上
従事させようとする業務の種類						
労働の態様						%
令和 年 月 日						
職						
使用者						
都道府県労働局長 殿						
氏 名						

注意

- 1 表題の()内には、個人別に許可を受けようとする場合は「個人」と、包括的に許可を受けようとする場合は「包括」と記入すること。
- 2 「減額の特例許可を受けようとする労働者」欄には、個人別に許可を受けようとする場合は当該労働者の氏名、性別及び生年月日を、包括的に許可を受けようとする場合は当該労働者の数を記入するとともに、当該労働者全ての氏名、性別及び生年月日を記載した名簿を添付すること。
- 3 「訓練団体の名称及び主たる事務所の所在地」欄は、職業能力開発促進法第24条第1項の認定を受けて、その構成員である事業主に雇用される者に対して職業訓練を行う団体の場合のみ記入すること。
- 4 「職業訓練時間数と所定労働時間数」欄の「1日当たりの職業訓練時間数」欄には、職業訓練時間のうち、使用者が一定の利益を受けることとなる業務の遂行の過程内において行う職業訓練の時間を除いた1日当たりの平均時間数を記入すること。
- 5 「従事させようとする業務の種類」欄には、減額の特例許可があつた場合に、当該労働者に従事させようとする業務の種類を具体的に記入すること。
- 6 「労働の態様」欄には、始業終業の時刻、作業の内容、作業量等を詳細に記入すること。
- 7 「減額の特例許可を必要とする理由等」欄には、減額の特例許可を必要とする理由その他参考となる事項を記入すること。
- 8 「減額の特例許可を受けようとする最低賃金」欄には、許可を受けようとする全ての最低賃金の件名及び金額を記入すること（地域別最低賃金及び特定最低賃金の双方であれば、それぞれの件名及び金額を連記すること。）。
- 9 「支払おうとする賃金」欄の「金額」欄には、法第4条第3項各号に規定する賃金を除外した最低賃金の対象となる賃金を記入すること。また、「理由」欄には、使用者において当該減額率を定めた理由の概要を記入すること。

軽易な業務に従事する者の最低賃金の減額の特例許可申請書（ ）					
事業の種類		事業場の名称		事業場の所在地	
減額の特例許可を受けようとする労働者			減額の特例許可を受けようとする最低賃金	件 名	
従事させようとする業務の種類				最低賃金額	円
労働の態様			支払おうとする賃金	金 額	円以上
				減 額 率	%
減額の特例許可を必要とする理由等				理 由	
令和 年 月 日 都道府県労働局長 殿 使用者 氏 名					

1 表題の（ ）内には、個人別に許可を受けようとする場合は「個人」と、包括的に許可を受けようとする場合は「包括」と記入すること。

2 「減額の特例許可を受けようとする労働者」欄には、個人別に許可を受けようとする場合は当該労働者の氏名、性別及び生年月日を、包括的に許可を受けようとする場合は当該労働者の数を記入するとともに、当該労働者全ての氏名、性別及び生年月日を記載した名簿を添付すること。

3 「従事させようとする業務の種類」欄には、減額の特例許可があつた場合に、当該労働者に従事させようとする業務の種類を具体的に記入すること。

4 「労働の態様」欄には、始業終業の時刻、作業の内容、作業量等を詳細に記入すること。

5 「減額の特例許可を必要とする理由等」欄には、減額の特例許可を必要とする理由その他参考となる事項を記入すること。

6 「減額の特例許可を受けようとする最低賃金」欄には、許可を受けようとする全ての最低賃金の件名及び金額を記入すること（地域別最低賃金及び特定最低賃金の双方であれば、それぞれの件名及び金額を連記すること。）。

7 「支払おうとする賃金」欄の「金額」欄には、法第4条第3項各号に規定する賃金を除外した最低賃金の対象となる賃金を記入すること。また、「理由」欄には、使用者において当該減額率を定めた理由の概要を記入すること。

断続的労働に従事する者の最低賃金の減額の特例許可申請書（ ）					
事業の種類		事業場の名称		事業場の所在地	
減額の特例許可を受けようとする労働者			減額の特例許可を受けようとする最低賃金	件 名	
従事させようとする業務の種類				最低賃金額	円
労働の態様				金 額	円以上
実作業時間数と手待ち時間数	実作業時間数	時間	支払おうとする賃金	減 額 率	%
	手待ち時間数	時間		理 由	
減額の特例許可を必要とする理由等					
令和 年 月 日					
都道府県労働局長 殿			使用者	職 氏 名	

- 1 表題の（ ）内には、個人別に許可を受けようとする場合は「個人」と、包括的に許可を受けようとする場合は「包括」と記入すること。
- 2 「減額の特例許可を受けようとする労働者」欄には、個人別に許可を受けようとする場合は当該労働者の氏名、性別及び生年月日を、包括的に許可を受けようとする場合は当該労働者の数を記入するとともに、当該労働者全ての氏名、性別及び生年月日を記載した名簿を添付すること。
- 3 「従事させようとする業務の種類」欄には、減額の特例許可があつた場合に、当該労働者に従事させようとする業務の種類を具体的に記入すること。
- 4 「労働の態様」欄には、始業終業の時刻、実作業の内容及びその頻度、手待ち時間における労働者の状態等を詳細に記入すること。
- 5 「減額の特例許可を必要とする理由等」欄には、減額の特例許可を必要とする理由その他参考となる事項を記入すること。
- 6 「減額の特例許可を受けようとする最低賃金」欄には、許可を受けようとする全ての最低賃金の件名及び金額を記入すること（地域別最低賃金及び特定最低賃金の双方であれば、それぞれの件名及び金額を連記すること。）。
- 7 「支払おうとする賃金」欄の「金額」欄には、法第4条第3項各号に規定する賃金を除外した最低賃金の対象となる賃金を記入すること。また、「理由」欄には、使用者において当該減額率を定めた理由の概要を記入すること。

改正様式一覧
記第2の2(1)、(3)関係

○労働基準法施行規則

様式	様式名	協定当事者の 適格性に係る チェックボックスが 新設されるもの
様式第1号	貯蓄金管理に関する協定届	○
様式第2号	解雇制限・解雇予告除外認定申請書	
様式第3号	解雇予告除外認定申請書	
様式第3号の2	1箇月単位の変形労働時間制に関する協定届	○
様式第3号の3	清算期間が1箇月を超えるフレックスタイム制に関する協定届	○
様式第4号	1年単位の変形労働時間制に関する協定届	○
様式第5号	1週間単位の変形労働時間制に関する協定届	○
様式第6号	非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働許可申請書・届	
様式第9号	時間外労働・休日労働に関する協定届	○
様式第9号の2	時間外労働・休日労働に関する協定届 (限度時間を超えて時間外労働・休日労働を行わせる場合(特別条項))	○
様式第9号の3	時間外労働・休日労働に関する協定届(新技術・新商品の研究 開発業務に従事する労働者に時間外労働・休日労働を行わせる場合)	○
様式第9号の4	時間外労働・休日労働に関する協定届(適用猶予事業・業務に従 事する労働者に時間外労働・休日労働を行わせる場合)	○
様式第9号の5	時間外労働・休日労働に関する協定届(事業場外労働に関する 協定の内容を付記して届け出る場合)	○
様式第9号の6	時間外労働・休日労働に関する労使委員会の決議届	○
様式第9号の7	時間外労働・休日労働に関する労働時間等設定改善委員会の決議届	○
様式第10号	断続的な宿直又は日直勤務許可申請書	
様式第11号	集団入坑の場合の時間計算特例許可申請書	
様式第12号	事業場外労働に関する協定届	○
様式第13号	専門業務型裁量労働制に関する協定届	○
様式第13号の2	企画業務型裁量労働制に関する決議届	○
様式第13号の4	企画業務型裁量労働制に関する報告	
様式第13号の5	休憩自由利用除外許可申請書	
様式第14号	監視・断続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請書	
様式第14号の2	高度プロフェッショナル制度に関する決議届	○
様式第14号の3	高度プロフェッショナル制度に関する報告	
様式第14号の4	職業訓練に関する特例許可申請書	
様式第15号	業務傷病に関する重大過失認定申請書	

様式第 23 号の 2	適用事業報告	
様式第 24 号	預金管理状況報告	

○事業附属寄宿舍規程

様式	様式名	協定当事者の 適格性に係る チェックボックスが 新設されるもの
様式第 1 号	寄宿舍設置・移転・変更届	
様式第 3 号	事業附属寄宿舍規程第三十六条による適用特例許可申請書	
様式第 4 号	事業附属寄宿舍規程第二章適用除外許可申請書	

○年少者労働基準規則

様式	様式名	協定当事者の 適格性に係る チェックボックスが 新設されるもの
様式第 1 号	使用許可申請書	
様式第 3 号	交替制による深夜業時間延長許可申請書	
様式第 4 号	帰郷旅費支給除外認定申請書	

○建設業附属寄宿舍規程

様式	様式名	協定当事者の 適格性に係る チェックボックスが 新設されるもの
別記様式	寄宿舍設置・移転・変更届	

○最低賃金法施行規則

様式	様式名	協定当事者の 適格性に係る チェックボックスが 新設されるもの
様式第 1 号	精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者の最低賃金の減額の特例許可申請書	
様式第 2 号	試の使用期間中の者の最低賃金の減額の特例許可申請書	
様式第 3 号	基礎的な技能及び知識を習得させるための職業訓練を受ける者の最低賃金の減額の特例許可申請書	
様式第 4 号	軽易な業務に従事する者の最低賃金の減額の特例許可申請書	
様式第 5 号	断続的労働に従事する者の最低賃金の減額の特例許可申請書	